

武豊町地域福祉計画

[平成23年度～平成29年度]

平成23年3月

武 豊 町

目 次

第1章	はじめに	1
	1. 計画の策定にあたり	
	2. 計画の位置付け	
	3. 計画期間と計画の策定体制	
	4. 地域福祉活動の圏域	
第2章	武豊町の現状	11
	1. 人口と世帯数の推移	
	2. 自治区等地域活動の現状	
	3. 高齢者等の推移	
	4. 障がい者の状況	
	5. 児童施設の利用者数の推移	
	6. 生活保護の状況	
	7. ボランティアの推移	
第3章	地域の生活課題	27
	1. 課題の集約	
	2. 課題の整理	
第4章	地域福祉の推進	37
	1. 基本理念と基本目標	
	2. 具体的な施策	
	・基本目標1 やさしい心にあふれるまち	
	・基本目標2 みんなでつくる安心安全なまち	
	・基本目標3 誰もがいきいき暮らせるまち	
	3. 作業部会からの提案	
第5章	地域福祉計画の推進	93
	1. 計画の推進体制	
	2. 計画の普及・啓発	
	3. 計画の評価・見直し	
用語解説		97
資料編		101
	1. 策定までの経過	
	2. 計画策定委員会	
	3. 作業部会	
	4. 住民懇談会	
	5. その他	

「害」の字をひらがなで表記することについて

「害」の字には「わるくすること」や、「わざわざ」などの意味もあるため、違和感や不快感を抱く方もいます。「障がい」の表記を目にすることで、障がい福祉に関心を持つきっかけや、ノーマライゼーション社会の実現に向けた意識醸成につながることも期待されます。このため、本計画書では、法令で定められた用語や団体名などの固有名詞を除き、ひらがなで表記しています。

第1章 はじめに

1 . 計画の策定にあたり

かつて、私たちの生活は“お互いさま”といった地域の相互扶助によって支えられてきました。また、頼みごとや困りごとの相談が気軽にできる地域のつながりがありました。

しかし、少子高齢化や核家族化が急速に進むとともに、生活様式や価値観の多様化により地域を取り巻く環境は大きく変化しています。自治区の加入率の低下にみられるように、地域における助け合い・支え合うという相互扶助機能が弱体化しています。また、社会情勢の大きな変化により、自殺者やひきこもり、ニート、子どもや高齢者に対する虐待など、新たな生活上の課題も生じています。

一方で、行政は住民が安心して生活が送れるよう、生活課題に対し、さまざまな福祉施策を展開してきましたが、複雑多様化する問題に的確に対応することが難しく、また、制度の谷間にあり対応することが困難なケースもあります。このような背景の中で、同じ地域で暮らす住民が地域の課題を見つめ、支え合う関係を築いていくことが重要になっています。

国においては、社会福祉法の中で、「地域福祉の推進」を位置づけ、地域の実情に応じた福祉を展開することを求めています。

このような時代背景の中で、武豊町では、地域での新たな支え合いの関係を構築することを目的に、住民や関係団体、社会福祉協議会、行政の協働により「武豊町地域福祉計画」を策定しました。計画策定時に寄せられた、住民の「思い」を大切にしながら、施策の推進を通じて誰もが住み続けたいまちづくりを目指します。

安心して暮らすために 地域の人たちと仲良く暮らすために
どのような武豊町の未来像を 思い描きますか

2 . 計画の位置付け

(1) 法的位置付けと盛り込むべき内容

この計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画に位置付けられます。この計画に盛り込むべき内容については、社会福祉法と厚生労働省の通知で次のとおり示されています。

～ 社会福祉法〔抜粋〕～

(目的)

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(地域福祉の推進)

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に則し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

平成 19 年 8 月 10 日 厚生労働省 社会・援護局長通知

災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃からの要援護者情報の適切な把握と、関係機関間の共有が必要であることから、地域における要援護者に係わる情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこと。

～ 参 考 ～

わが国の社会福祉制度は、昭和26年に制定された社会福祉事業法が基盤となってきましたが、その後、少子・高齢化や国際化の進展、低成長経済への移行を始めとする構造変化の中で福祉需要の増大・多様化に対応するため、社会福祉基礎構造改革と題し、その見直しが行われてきました。

この見直しの中で、介護保険制度の円滑な施行、成年後見制度の導入、規制緩和計画の実施、地方分権の推進を図るため、平成12年に社会福祉事業法が改正され、その名称を「社会福祉法」に変更し、社会福祉事業の範囲の拡大や、社会福祉事業に多様な事業主体の参入を可能とするとともに、新たに「地域福祉の推進」が盛り込まれました。

(2) 他計画との位置付け

この計画は、「第5次武豊町総合計画」との整合性を図りながら、高齢や障がい、子育てなどの福祉分野を始めとして、保健分野など、関連する分野別計画を横軸につなぐ役割を持つ、地域福祉推進の基本的指針となる計画です。

第5次武豊町総合計画（たけとよ ゆめたろうプラン）

<まちの将来像> 心つなぎ みんな輝くまち 武豊

武豊町地域福祉計画

武豊町老人福祉計画・
介護保険事業計画

武豊町障がい者計画
武豊町障がい福祉計画

武豊町次世代育成
支援地域行動計画

健康たけとよ21スマイルプラン

その他の関連計画
〔武豊町男女共同参画プラン〕
〔武豊町地域防災計画など〕

分野別計画

分野別計画は、武豊町がめざすまちづくりの方向や、それを実現するための施策などを定める指針となる武豊町総合計画に基づいて策定され、対象者やその時の状況に応じたきめ細かい福祉活動について展開しています。

< 武豊町老人福祉計画・介護保険事業計画 >

老人福祉法と介護保険法に基づき、高齢者福祉の方向性と具体的な目標を定めた計画です。介護を必要とする人のみでなく、武豊町のすべての高齢者を対象とした3年毎の計画です。

基本目標	1 社会参加と生きがいづくり 2 健康づくりと介護予防 3 安心して暮らせる生活基盤づくり 4 安全で思いやりのあるまちづくり
------	--

< 武豊町障がい者計画 >

障害者基本法に基づき、地域における障がいのある人の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を定める中長期の計画です。

基本目標	みんなで創る 一人ひとりの個性が輝く、支えあいのまち たけとよ
重点目標	1 総合的な支援体制の推進 2 災害対策の推進 3 教育・育成の充実

< 武豊町障がい福祉計画 >

障害者自立支援法に基づき、必要な障がい福祉サービスを確保するため、3年毎の数値目標、サービスの見込み量及びその確保方策を定めたものです。

目 標	1 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重 2 町を基本とする仕組みへの統一と三障がいの制度一元化 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備
-----	--

< 武豊町次世代育成支援地域行動計画 >

次世代育成支援対策推進法に基づき、また、第5次武豊町総合計画との整合性を図りながら、今後の武豊町の少子化対策・子育て支援に関する取り組みを推進する総合的な指針となるものです。

基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 子育てをしているすべての家庭への支援 2 職業生活と家庭生活の両立支援 3 親と子がともに学び育つ環境づくり 4 支援を必要とする子どもと家庭への支援 5 子どもを安全に安心して生み育てられるまちづくり
------	---

< 健康たけとよ21 スマイルプラン >

国の健康日本21や愛知県の健康日本21あいち計画の地方計画として、町民の健康づくりを計画的に進めるための指針となるものです。

目 標	生活習慣を見直すことで病気を予防し、住民が健康で明るくイキキと元気に生活できること
目指す内容	栄養・食生活【食べよう、味わおう、楽しもう、知ろう】 歯の健康【知ろう、みがこう、残そう】 運動【知ろう、出かけよう、楽しもう、続けよう】 休養・こころの健康づくり【ふれ合おう、感動しよう】 たばこ【(喫煙しない環境を)つくろう、(禁煙したい人を)支えよう】 アルコール【知ろう、休もう、楽しく飲もう】

< 武豊町地域防災計画 >

町の地域並びに地域住民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています

計画の構成	風水害等災害対策と地震災害対策の2つの計画 からなり 災害予防計画 災害応急計画 災害復旧計画 上記3本の柱で計画を構成しています
-------	---

3 . 計画期間と計画の策定体制

(1) 計画期間

平成23(2011)年度～平成29(2017)年度 7年間

	2008年度 (H20)	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	2011年度 (H23)	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (H31)	2020年度 (H32)
第5次武豊町総合計画 (たけとよめたるうプラン)	→												
武豊町地域福祉計画				→									
武豊町老人福祉計画 介護保険事業計画	→	第4期 →		第5期 →			第6期 →						
武豊町障がい者計画	→												
武豊町障がい福祉計画	→	第2期 →		第3期 →			第4期 →						
武豊町次世代育成支援 地域行動計画	前期 →		後期 →										
健康たけとよ21 スマ イルプラン	→												

(2) 計画の策定体制

住民懇談会

住民のみなさんに計画策定に参加していただくために、町内4つの小学校区ごとに、各会場4回、延べ16回開催しました。

住民懇談会では、住民のみなさんが日ごろ思っている地域での困りごとを、みなさんと一緒に共有しながら、意見集約を行いました。

作業部会（ワーキンググループ）

第5次武豊町総合計画をもとに設定した検討テーマごとに、3つの部会を組織。地域の現状と課題をそれぞれの部会に分けて整理をするとともに、住民の目線で課題解決にむけた提言を行うための検討を重ねました。

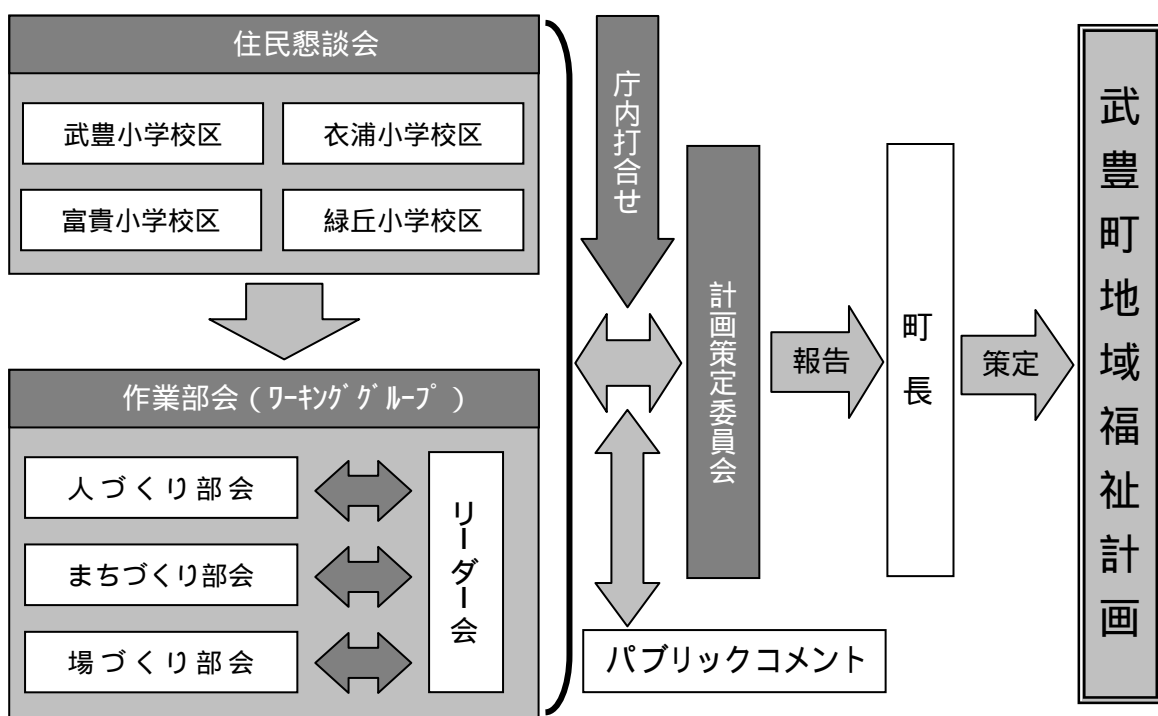
作業部会は、地域で活躍している方、福祉の専門性のある団体や個人、住民からの公募、行政職員で構成。各部会の代表者によるリーダー会を開催し、部会間の意見調整も行いました。

庁内打合せ

行政関係部署で組織し、計画内容について行政内で調整することを目的に開催しました。

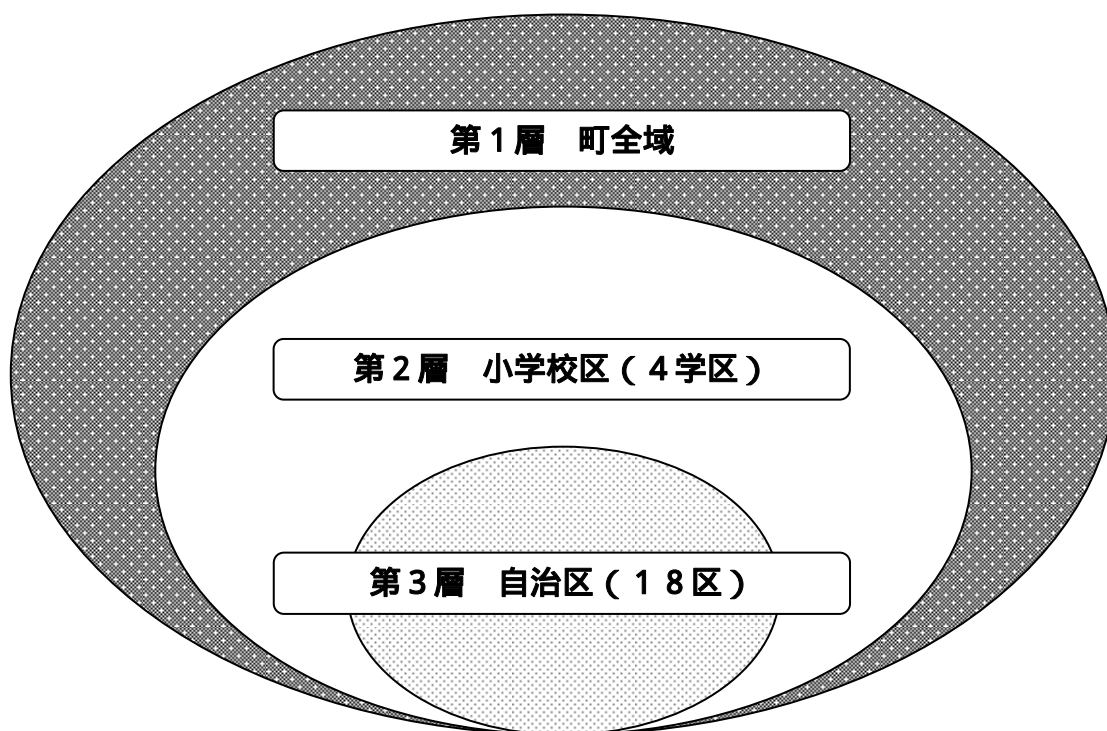
計画策定委員会

保健・福祉・医療や知識経験者、地域や福祉団体の代表者等で構成する策定委員会を設置し、計画案の検討や審議を行いました。



4 . 地域福祉活動の圏域

武豊町の地域福祉を進めていくために、町内を町全域、小学校区、自治区という3つの圏域で整理しました。



<第1層>町全域

武豊町における福祉サービスが、この範囲にいればどこでも同じサービスを受けることができる範囲です。介護保険制度や障がい福祉制度、生活保護制度などがこの範囲で提供されます。

<第2層>小学校区(4学区)

地域での困りごとについて話し合ったり、ボランティア・地域活動などに取り組んでいく範囲は、小地域の方が動きやすく、効果も期待できると考えられます。

<第3層>自治区(18区)

同じ町内に住んでいる人でも、住んでいる地域によって困りごと也不同異なります。特に、身近な困りごとの発見や解決については、小地域であるほど、きめ細やかな対応が可能です。武豊町では、高齢者や障がい者の見守りや声かけ活動を近隣住民で行うことにより、大規模災害時の要援護者の支援にも対応していきます。

第2章 武豊町の現状

1. 人口と世帯数の推移

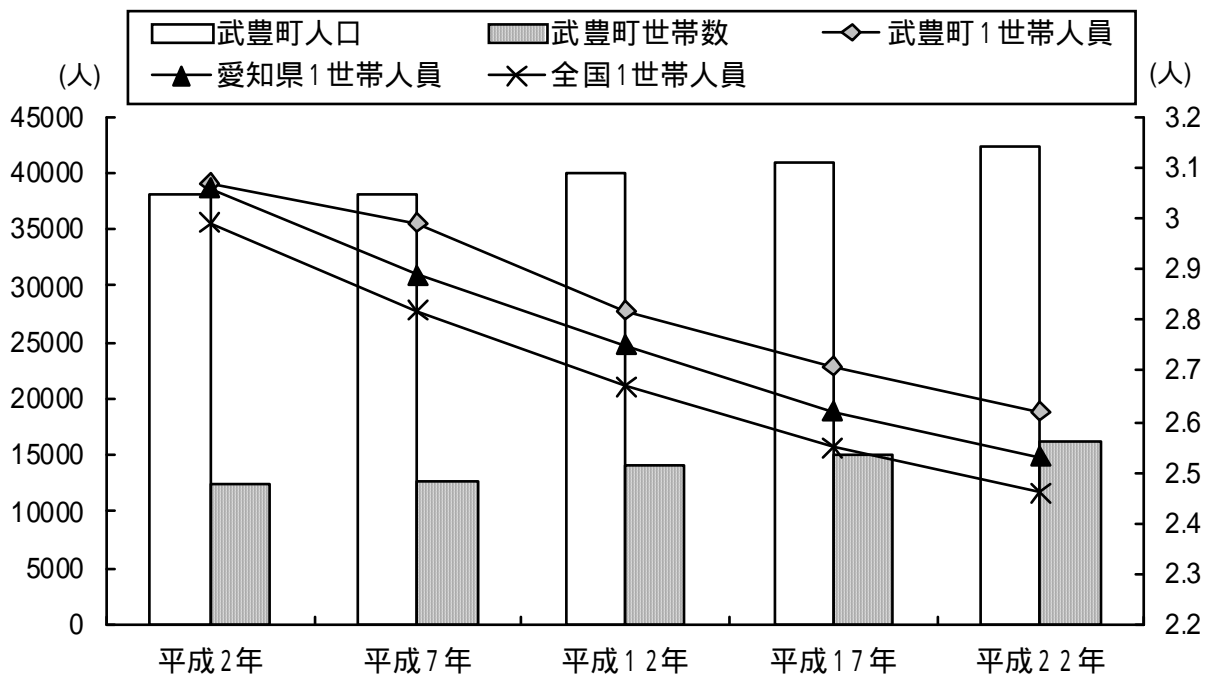
(1) 町の人口と世帯数の推移

昭和40年代の高度経済成長期に港湾施設の整備、臨海工業地帯の造成が進み、工業都市として発展し、増加率が高い傾向にありましたが、昭和50年代以降は緩やかになってきました。今後も産業が堅調であることや土地区画整理事業などによる住みよい生活基盤、利便性の高い交通条件を背景に、人口、世帯数共にわずかですが増加傾向にあります。

年	武 豊 町		愛知県	全 国
	人 口	世 帯 数	1 世 帯 あたり人員	1 世 帯 あたり人員
平成 2 年	38,105	12,426	3.07	3.08
平成 7 年	38,153	12,770	2.99	2.91
平成 12 年	39,993	14,171	2.82	2.76
平成 17 年	40,981	15,106	2.71	2.63
平成 22 年	42,416	16,185	2.62	2.53

(各年10月1日現在)

資料：国勢調査（平成22年は速報値）（町数値）、愛知県統計局HP（県数値）、
総務省統計局HP（全国数値）



(2) 人口構成比率の推移と今後の推計

武豊町の第5次総合計画によると、町の年齢別の人口構成は、少子高齢化が一層進むことにより、平成32年(2020年)には、15歳未満の人口構成割合が11.9%まで減少し、65歳以上の人口構成割合が24.9%まで増加することが見込まれます。

(単位 : %)

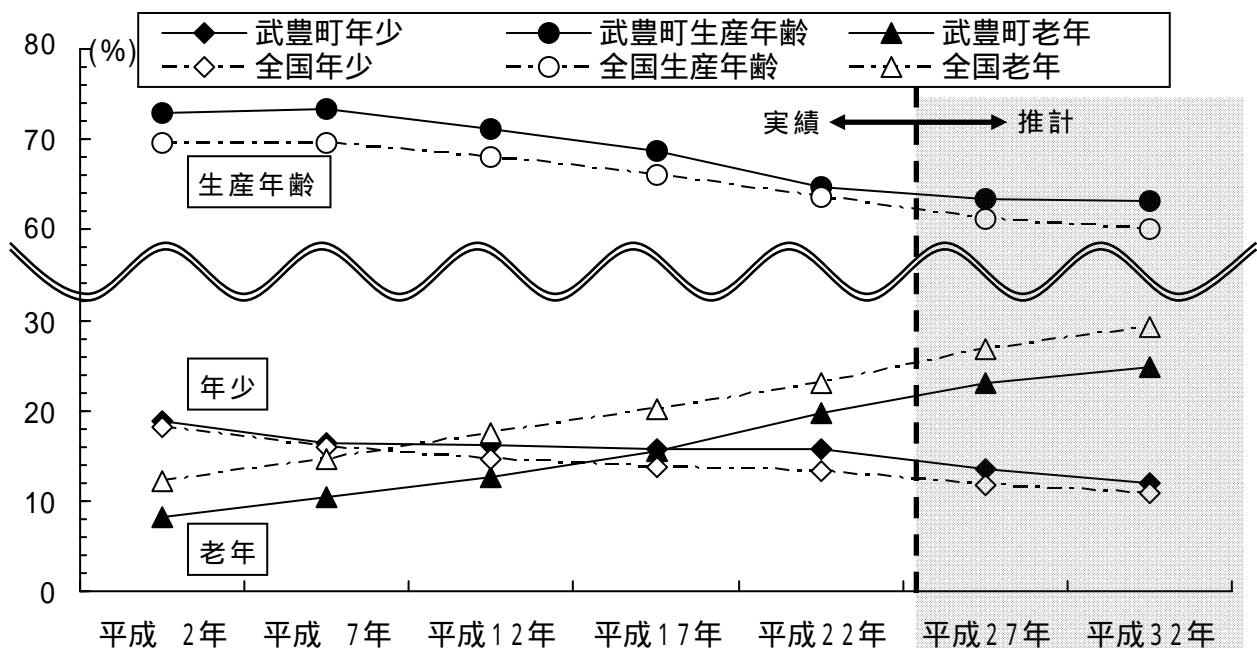
年	武 豊 町			全 国		
	年 少	生 産 年 齢	老 年	年 少	生 産 年 齢	老 年
平成 2 年	18.8	73.0	8.1	18.2	69.7	12.1
平成 7 年	16.3	73.3	10.4	16.0	69.5	14.6
平成 12 年	16.1	71.2	12.7	14.6	68.1	17.4
平成 17 年	15.7	68.7	15.6	13.8	66.1	20.2
平成 22 年	15.7	64.7	19.6	13.2	63.6	23.1
平成 27 年	13.5	63.4	23.1	11.8	61.2	26.9
平成 32 年	11.9	63.2	24.9	10.8	60.0	29.3

実績
↑
↓
推計

(各年10月1日現在)

【年少】0歳から14歳 【生産年齢】15歳から64歳 【老年】65歳以上
平成27年からはコーホート要因法による推計

資料：国勢調査(平成22年は武豊町HP町政資料)・第5次武豊町総合計画
策定資料(町数値)、総務省統計局HP(全国数値)



2 . 自治区等地域活動の現状

(1) 自治区 (区) 加入率の推移

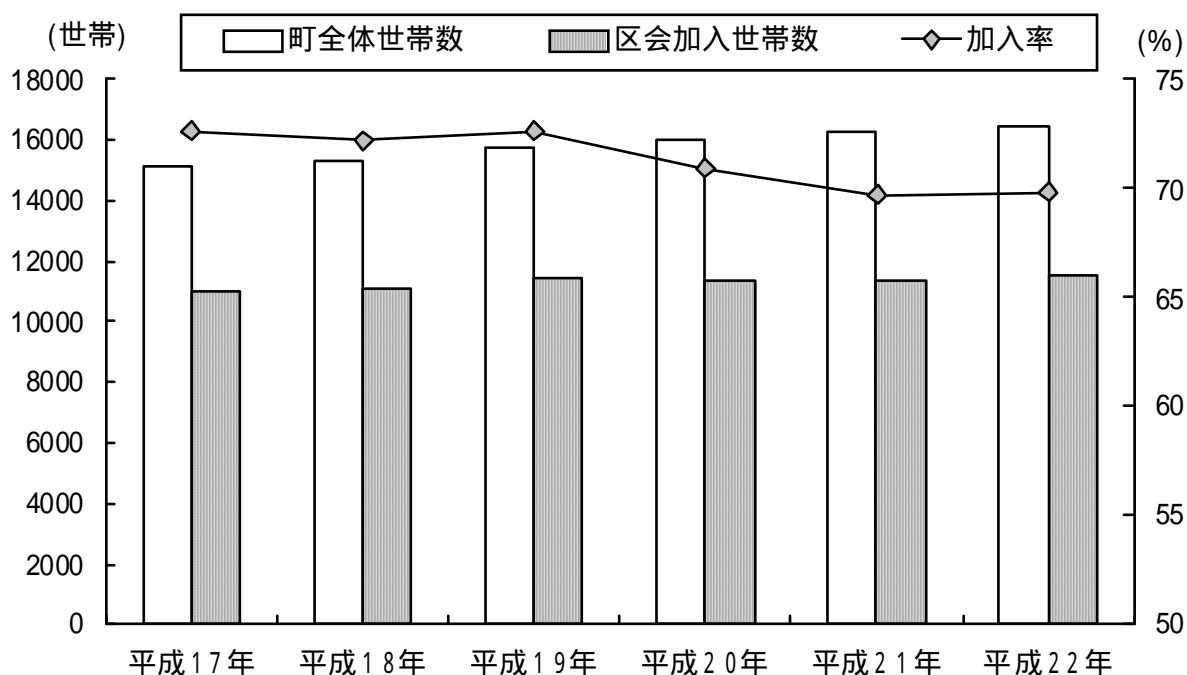
武豊町には18の自治区(区)があります。自治区は住民自らの手で組織され、地域の実情に応じた独自の自治活動、地域振興の推進や住民と行政をつなぐ役割を果たしています。

自治区の加入状況は地域によって差はありますが、加入率は、少しずつ減少傾向にあります。

年	町全体世帯数	区加入世帯数	加入率(%)
平成17年	15,159	11,014	72.7
平成18年	15,338	11,075	72.2
平成19年	15,737	11,434	72.7
平成20年	16,026	11,369	70.9
平成21年	16,303	11,368	69.7
平成22年	16,465	11,502	69.9

(各年4月1日現在)

資料：総務課(区長報告数)



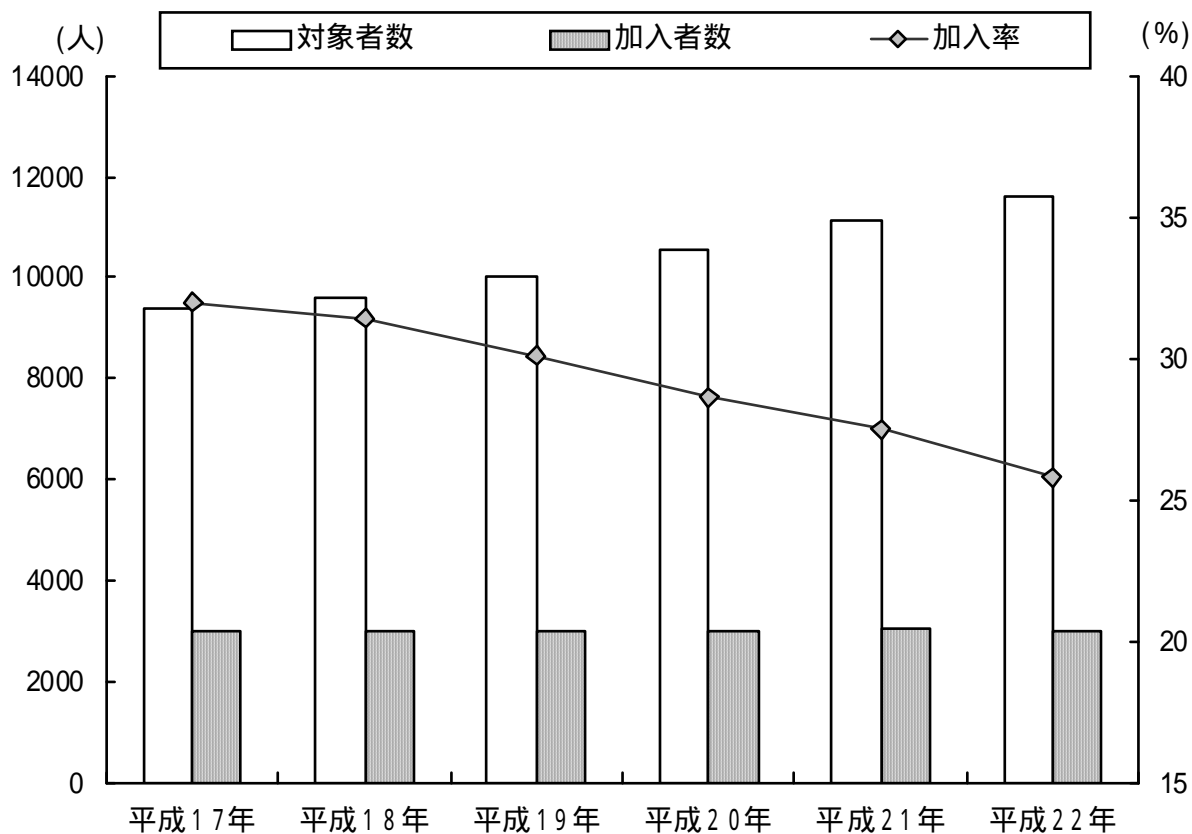
(2) 老人クラブ加入状況の推移

老人クラブは、60歳以上の人を対象に地域ごとに組織され、生きがいと健康づくりを目的に活動を展開しています。

年	クラブ数	加入者数	対象者数	加入率(%)
平成17年	47	3,001	9,369	32.0
平成18年	47	3,011	9,592	31.4
平成19年	47	3,011	10,018	30.1
平成20年	47	3,011	10,571	28.6
平成21年	47	3,060	11,127	27.5
平成22年	47	3,000	11,601	25.8

(各年4月1日現在)

資料：町政概要



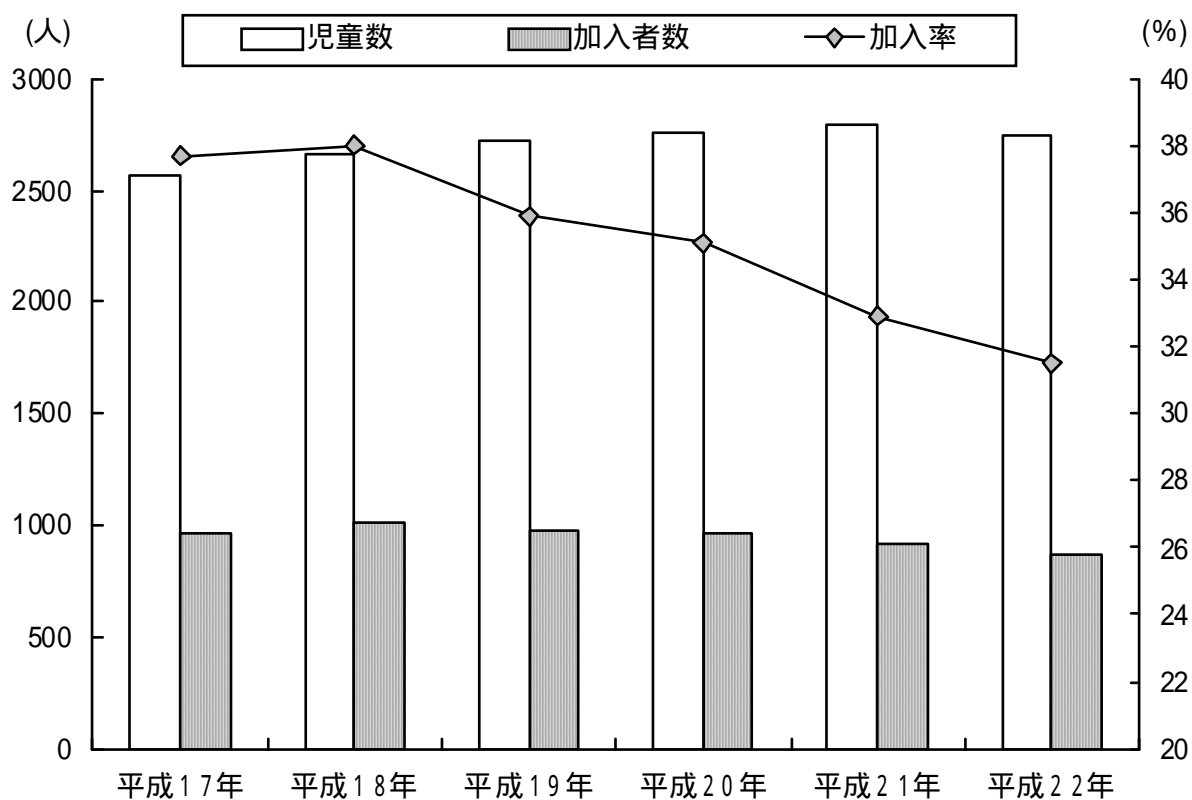
(3) 子ども会加入状況の推移

子ども会は、主に小学生で組織され、保護者や育成者のもと、地域の連帯意識を育て、さまざまな遊びを通して、子どもたちの健やかな成長を目的に活動を展開しています。

年	子ども会数	加入者数	児童数	加入率(%)
平成17年	16	969	2,568	37.7
平成18年	16	1,009	2,658	38.0
平成19年	16	977	2,723	35.9
平成20年	16	968	2,761	35.1
平成21年	16	921	2,797	32.9
平成22年	15	866	2,750	31.5

(各年4月1日現在)

資料：町政概要



3 . 高齢者等の推移

(1) 要介護等認定者の推移

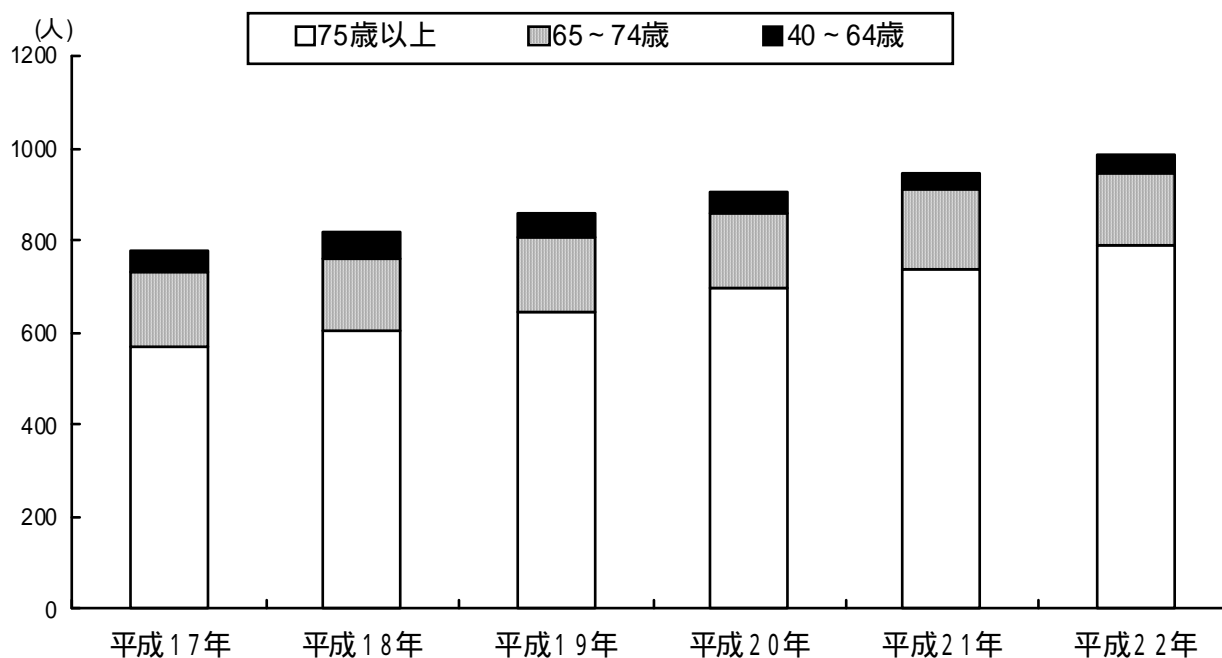
要介護等認定者数は、平成22年4月時点では988人でした。平成17年4月現在の780人と比較し、約27%(208人)の増加となっており、今後、高齢者数の増加に伴い、認定者数も増加していくものと推測されます。

年	認定者数			計
	40～64歳	65～74歳	75歳以上	
平成17年	50	159	571	780
平成18年	59	157	603	819
平成19年	53	158	646	857
平成20年	45	163	696	904
平成21年	34	170	739	943
平成22年	42	155	791	988

(各年4月1日現在)

平成18年度制度改正による新予防給付の適用は、平成18年10月1日以降

資料：町政概要、福祉課



(2) 介護保険サービス利用者の推移

要介護等認定者のうち、何らかの介護保険サービスを利用している受給者数については、平成17年4月時点では693人でしたが、平成21年4月時点920人となり、認定者数に伴い増加しています。

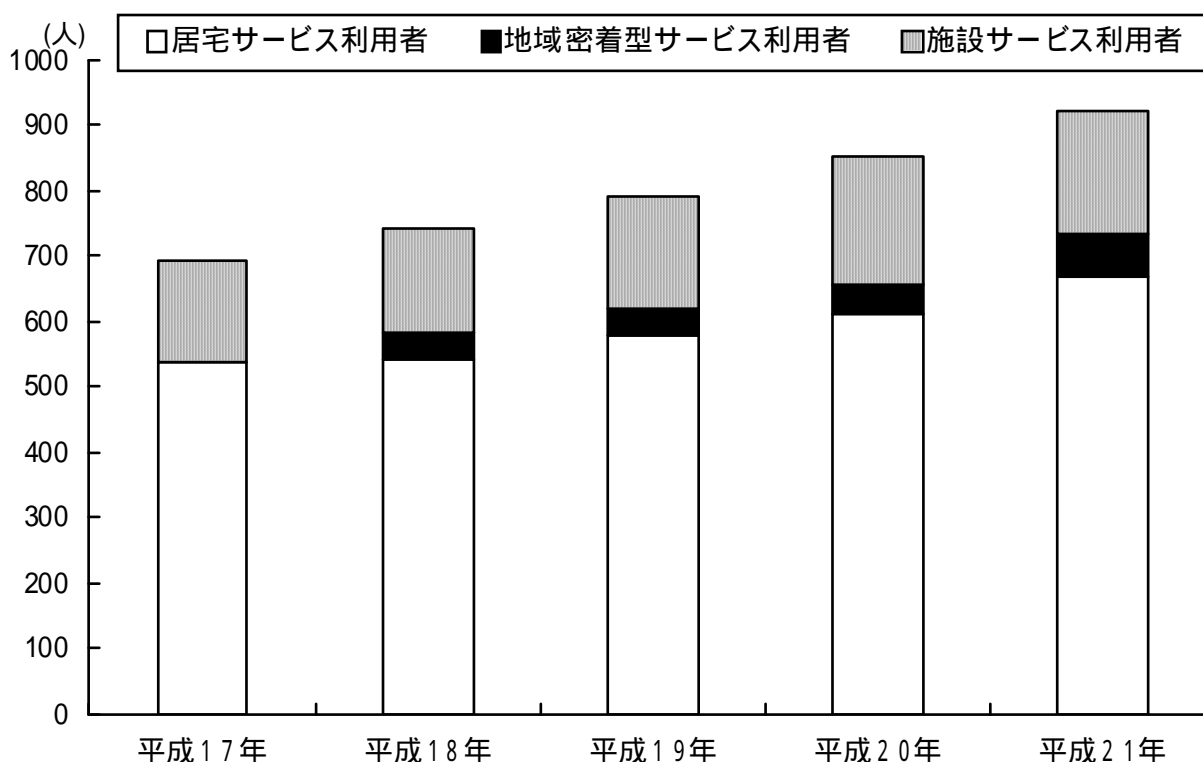
(月平均)

年 度	居宅サービス利用者数	地域密着型サービス利用者数	施設サービス利用者数	利用者計
平成17年	536	-	157	693
平成18年	540	42	159	741
平成19年	579	42	169	790
平成20年	609	47	196	852
平成21年	669	66	185	920

地域密着型サービスは平成18年度から開始

各サービスを重複利用している人がいるため、利用者計の数字が合わない場合があります。

資料：福祉課



4 . 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

最も多いのが「肢体不自由」、次いで多いのが「内部障害」で、平成22年には手帳所持者の約3分の1を占めています。

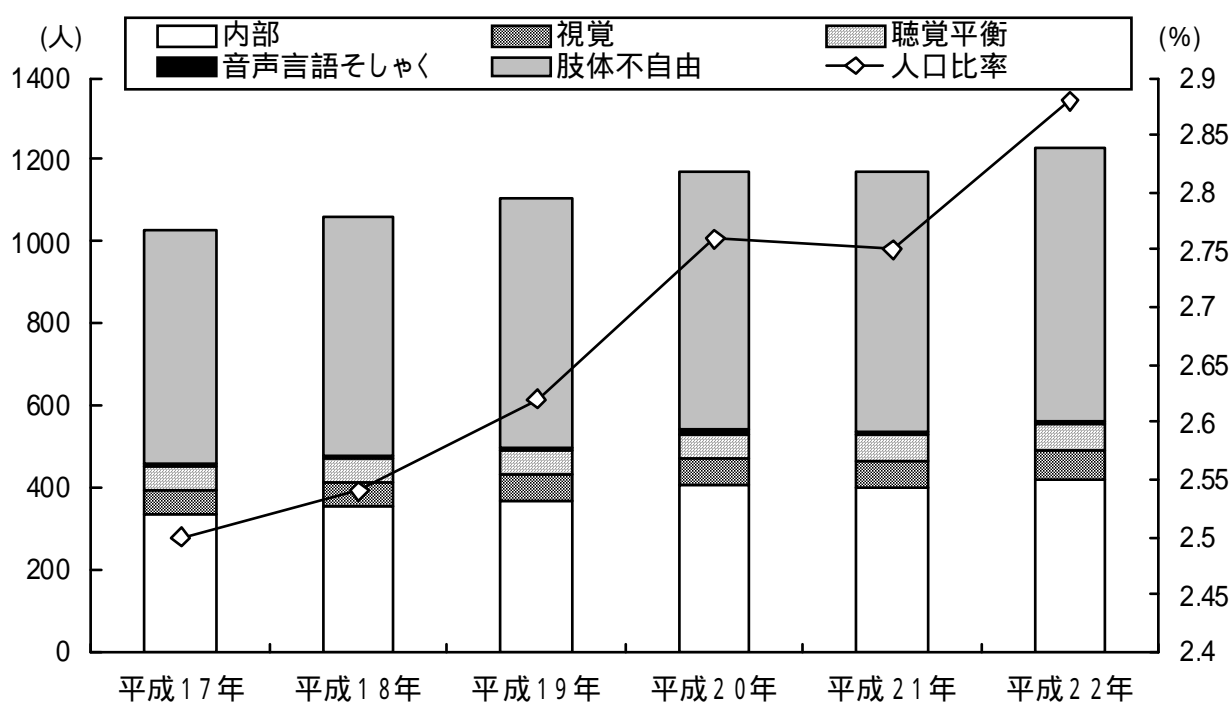
内部障害の原因疾患としては、心臓疾患、腎臓疾患の内部障害全体で占める割合が高くなっているとされています。

(単位 : 人)

年	内 部	視 覚	聴 覚 平 衡 機 能	音 声 言 語 そ し ゃ く 機 能	肢 体 不 自 由	計	人口比率 (%)
平成17年	338	59	55	10	564	1,026	2.49
平成18年	353	60	58	10	578	1,059	2.56
平成19年	371	62	59	9	602	1,103	2.63
平成20年	406	65	59	11	628	1,169	2.78
平成21年	403	64	62	10	631	1,170	2.76
平成22年	426	66	62	8	668	1,230	2.89

(各年4月1日現在)

資料 : 町政概要



(2) 療育手帳所持者数の推移

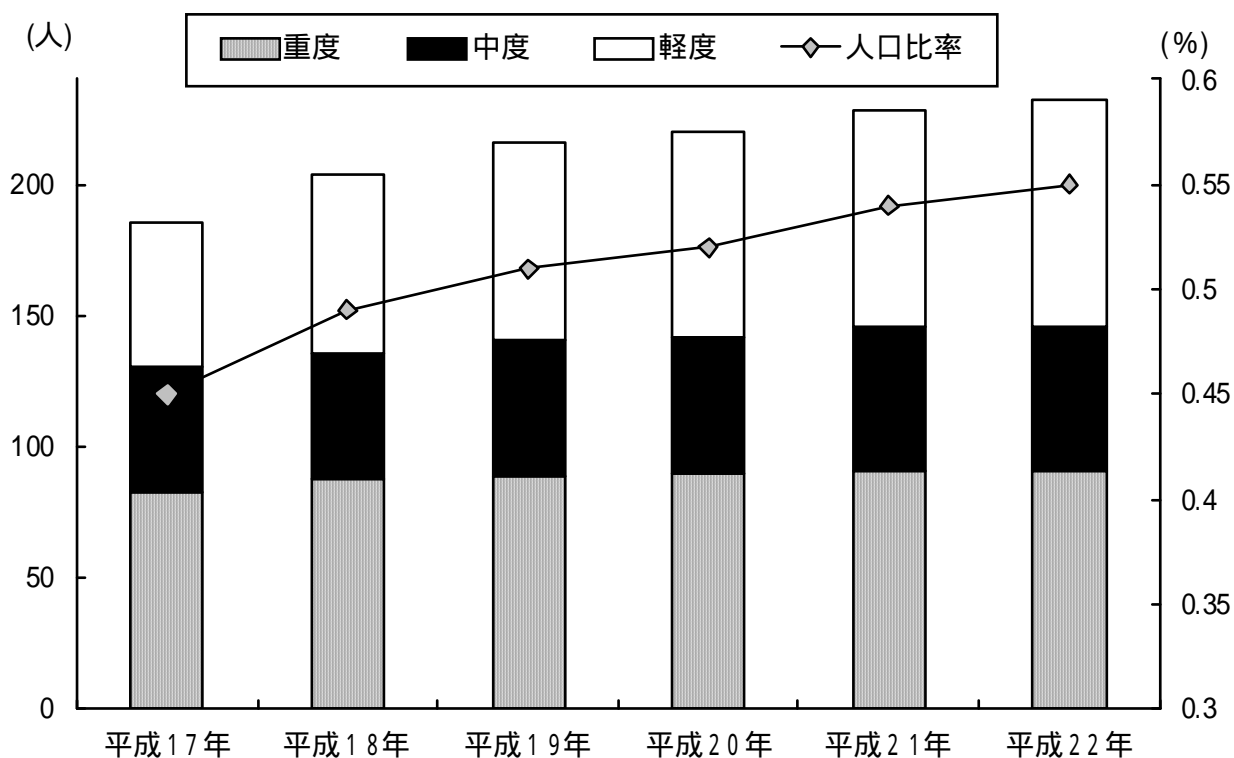
平成 17 年の 185 人と比較し、平成 22 年は 232 人と、約 25% (47 人) の増加となっています。

(単位 : 人)

年	重 度	中 度	軽 度	計	人口比率 (%)
平成 17 年	83	48	54	185	0.45
平成 18 年	88	48	68	204	0.49
平成 19 年	89	52	75	216	0.52
平成 20 年	90	52	78	220	0.52
平成 21 年	91	55	82	228	0.54
平成 22 年	91	55	86	232	0.55

(各年 4 月 1 日現在)

資料 : 町政概要



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

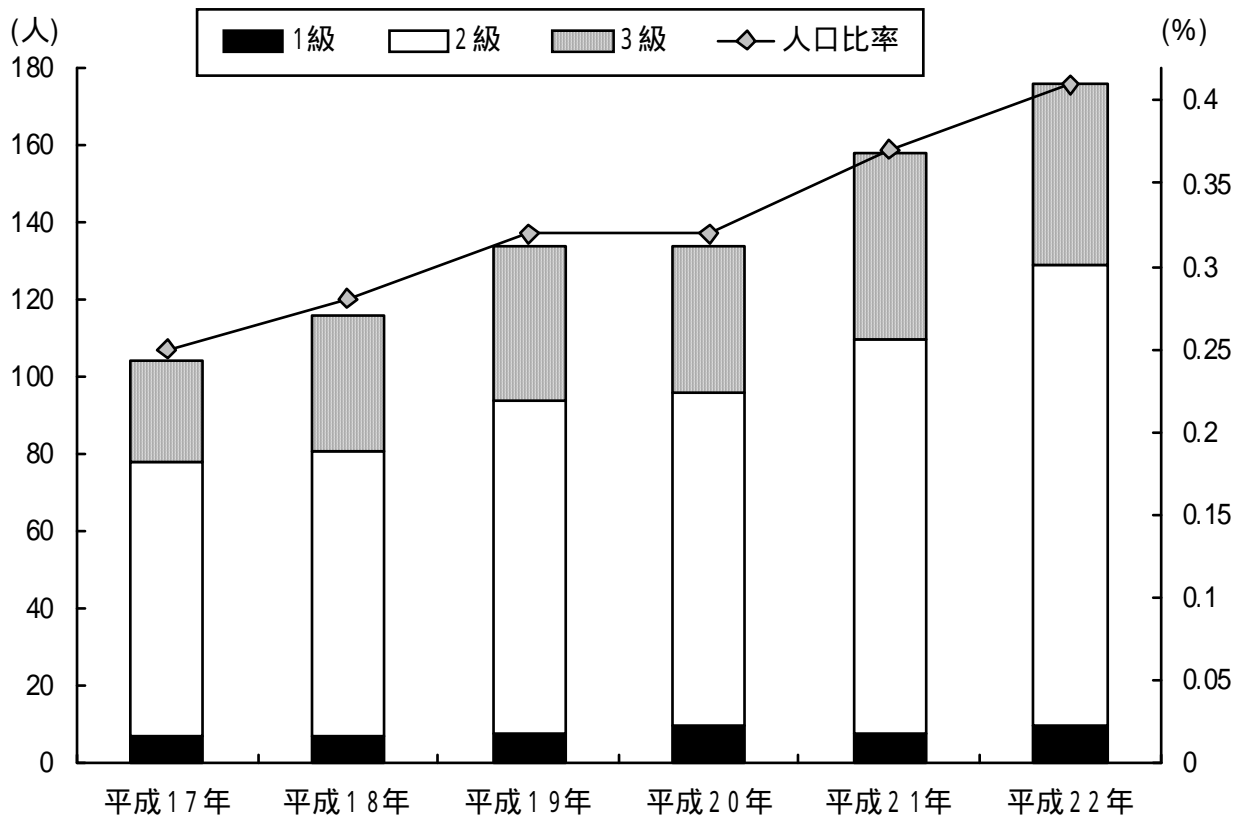
手帳所持者は、5年間で70名の増加となっています。
近年は、ほぼ毎年増加する傾向にあります。

(単位：人)

年	1 級	2 級	3 級	計	人口比率 (%)
平成 17 年	7	71	26	104	0.25
平成 18 年	7	74	35	116	0.28
平成 19 年	8	86	40	134	0.32
平成 20 年	10	86	38	134	0.32
平成 21 年	8	102	48	158	0.37
平成 22 年	10	116	48	174	0.41

(各年 4 月 1 日現在)

資料：町政概要



5 . 児童施設の利用者数の推移

(1) 保育園の入園児数の推移

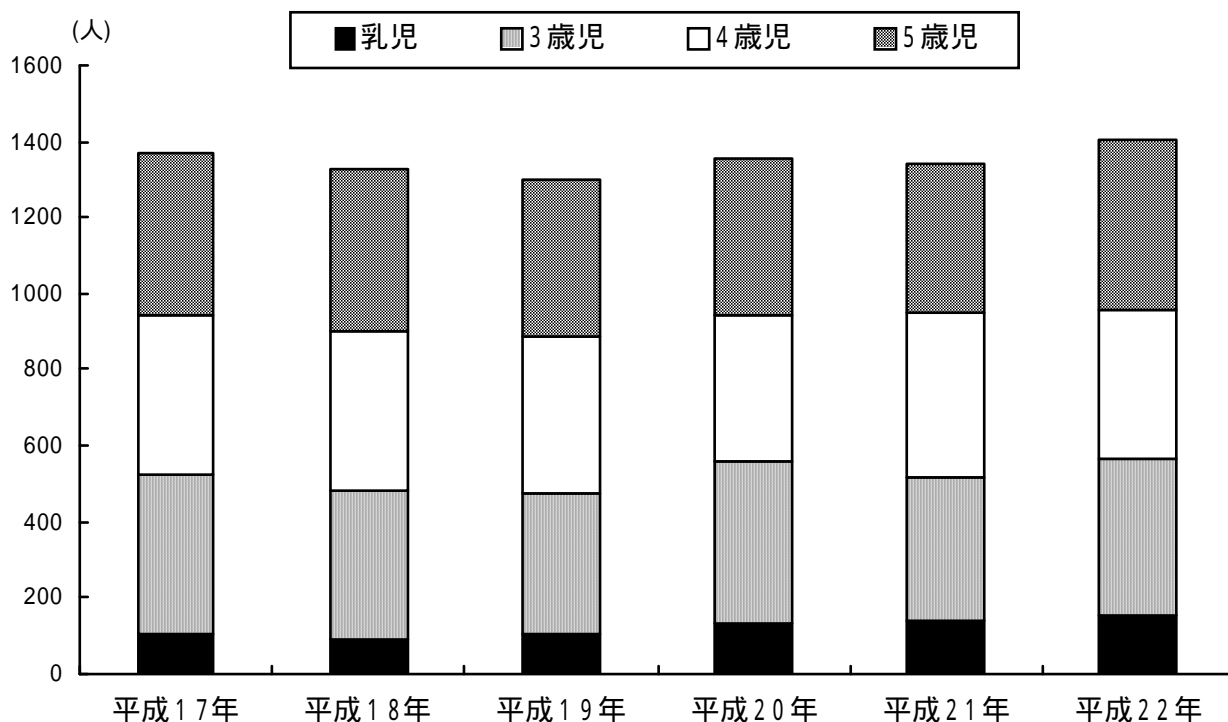
職業生活と家庭生活の両立の支援と子どもの健やかな成長のために、多様な保育の推進と質の向上を図るために、武豊町では、公立保育園を11園、児童クラブを各小学校区一か所ずつ、児童館を4か所、子育て支援センターを1か所整備・運営しています。

(単位 : 人)

年	乳 児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
平成 17 年	103	420	418	426	1,367
平成 18 年	89	394	418	425	1,326
平成 19 年	102	373	415	413	1,303
平成 20 年	131	427	385	416	1,359
平成 21 年	141	372	440	392	1,345
平成 22 年	154	413	390	448	1,405

(各年 4 月 1 日現在)

資料 : 町政概要



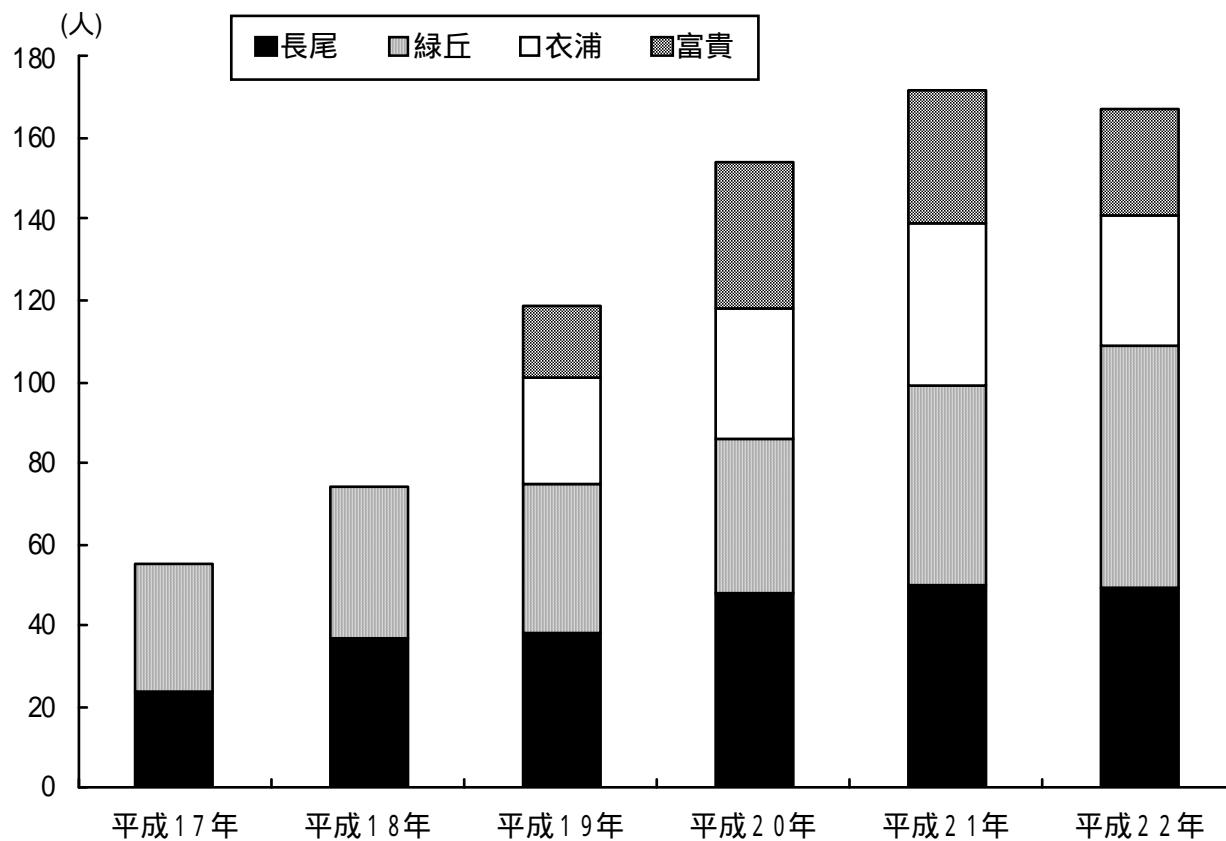
(2) 学童保育室 (児童クラブ) 入所児童数の推移

(単位 : 人)

年	長尾 児童クラブ	緑丘 児童クラブ	衣浦 児童クラブ	富貴 児童クラブ	計
平成 17 年	24	31	-	-	55
平成 18 年	37	37	-	-	74
平成 19 年	38	37	26	18	119
平成 20 年	48	38	32	36	154
平成 21 年	50	49	40	33	172
平成 22 年	49	60	32	26	167

(各年 4 月 1 日現在 衣浦・富貴は平成 19 年度から開設)

資料 : 子育て支援課 (~ H18) 町政概要 (H19 ~)

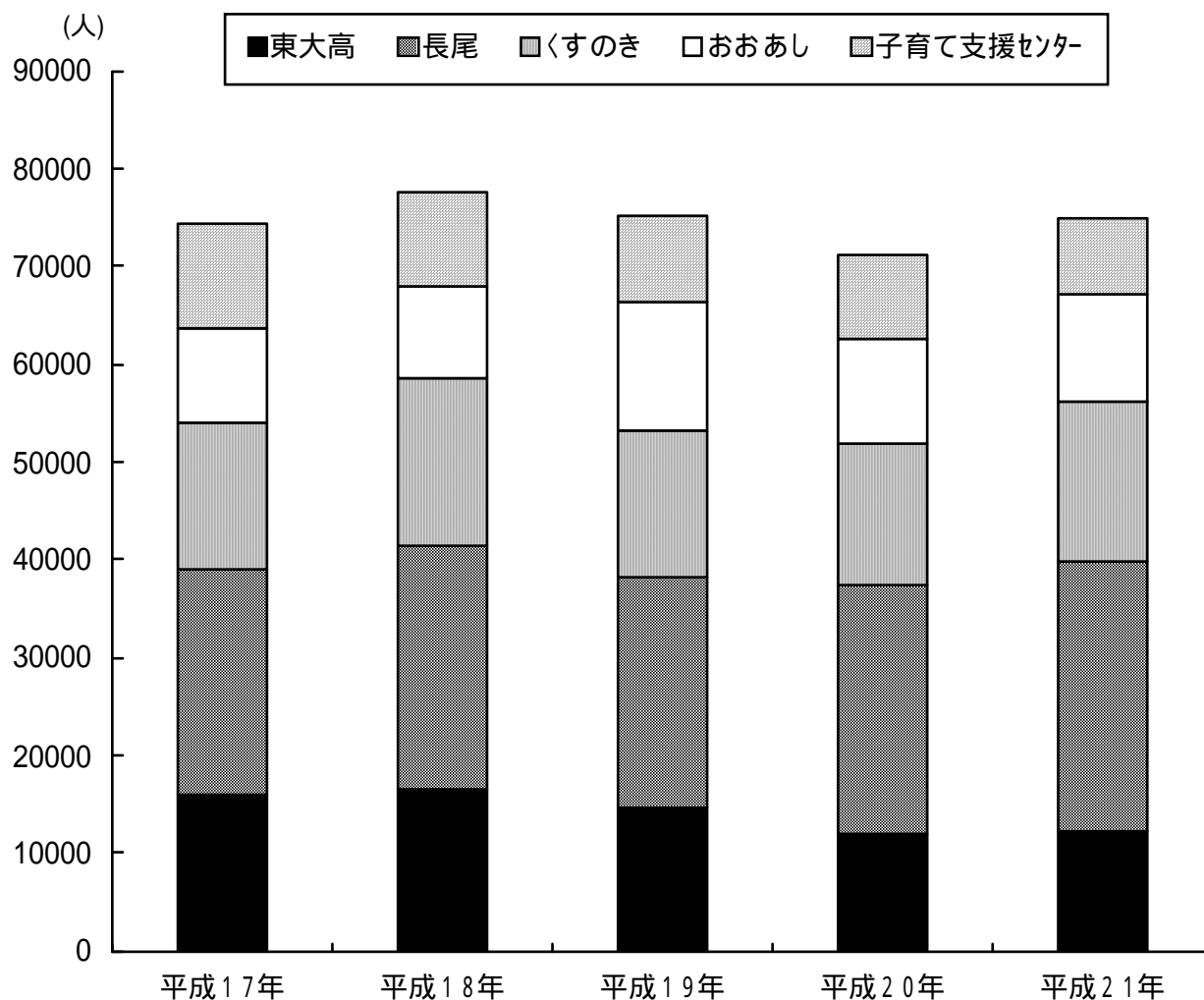


(3) 児童館・子育て支援センター延べ来館者数の推移

(単位：人)

年 度	東大高 児童館	長 尾 児童館	くすのき 児童館	おおあし 児童館	子 育 て 支 援 セ ン タ ー	計
平成 17 年	16,045	23,109	14,892	9,511	10,804	74,361
平成 18 年	16,503	25,023	17,155	9,260	9,588	77,529
平成 19 年	14,725	23,374	15,162	13,023	9,050	75,334
平成 20 年	12,026	25,433	14,339	10,707	8,637	71,142
平成 21 年	12,378	27,493	16,312	10,891	7,838	74,912

資料：実績並びに主要施策報告書



6 . 生活保護の状況

(1) 生活保護世帯数及び保護人員数の推移

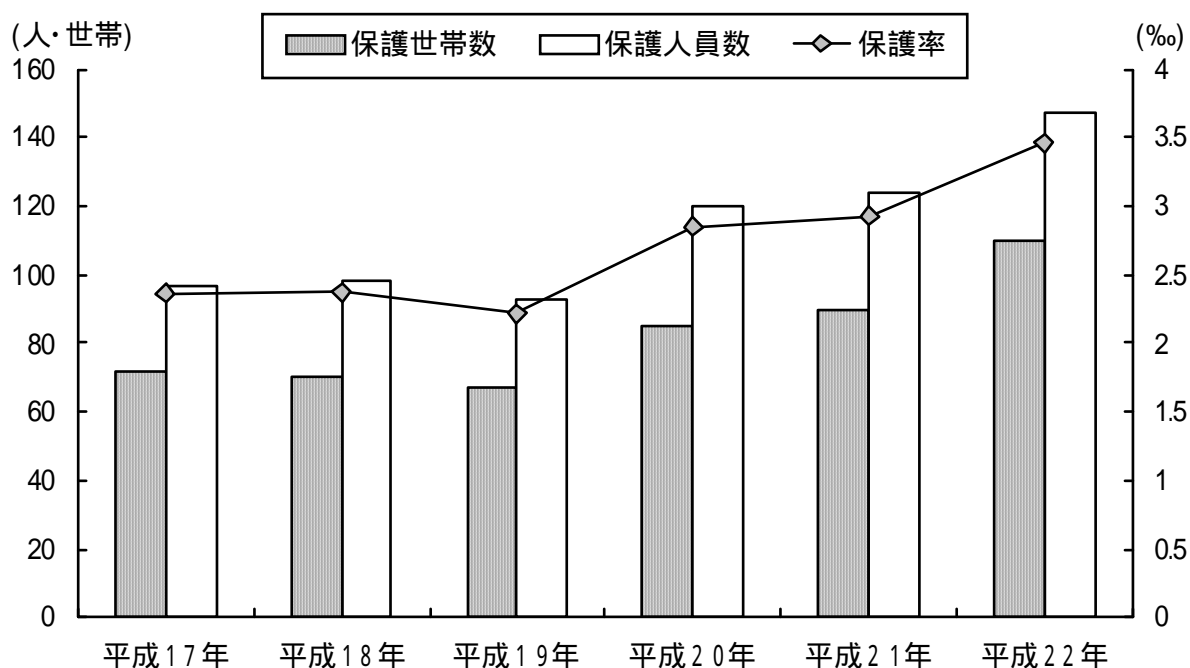
平成 2 1 年度は、平成 2 0 年末の「 1 0 0 年に一度」と言われる世界同時経済不況や、高齢化の進展により、生活保護世帯・保護人員数とも急増となり、先行き不透明で経済安定が見られない現在の状況では、今後も増加で推移すると思われま

年	保護世帯数	保護人員	町人口	保護率 (‰)
平成 17 年	72	97	41,165	2.36
平成 18 年	70	98	41,296	2.37
平成 19 年	67	93	41,868	2.22
平成 20 年	85	120	42,100	2.85
平成 21 年	90	124	42,327	2.93
平成 22 年	110	147	42,500	3.46

(各年 4 月 1 日現在)

保護率 (‰ : パーミル) は人口千人比

資料 : 町政概要



7. ボランティアの推移

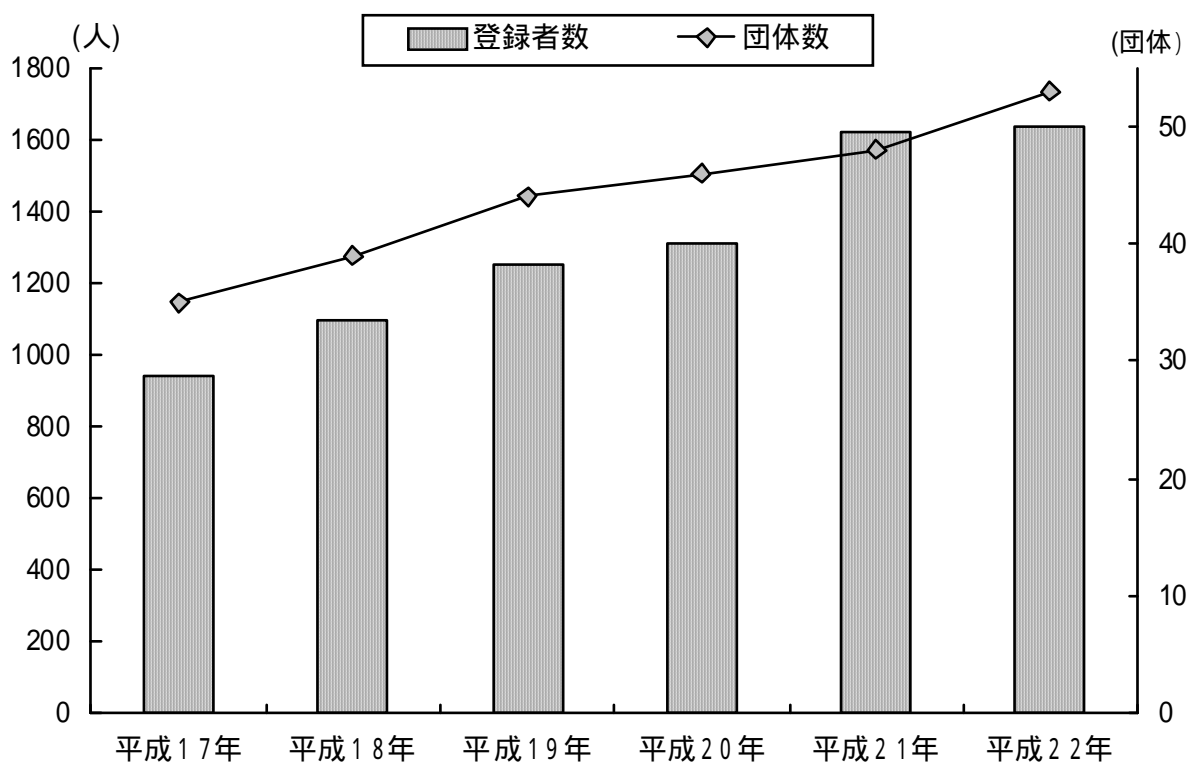
(1) ボランティア登録の人員と団体数の推移

従来の子育て支援・障がい児者地域交流、施設訪問活動などに加えて、この1・2年は、防犯活動、環境に関する活動が増えています。

年	個人登録者数	団体登録		計
		団体数	登録者数	
平成17年	37	35	903	940
平成18年	35	39	1,065	1,100
平成19年	113	44	1,141	1,254
平成20年	110	46	1,201	1,311
平成21年	203	48	1,418	1,621
平成22年	201	53	1,434	1,635

(各年4月1日現在)

資料：社会福祉協議会（ボランティア実数）



第3章 地域の生活課題

1 . 課題の集約

この計画の特徴は、解決すべき生活課題を良く知っている住民の方の積極的な参画により策定するという点です。そこで課題の集約にあたり、地域にある課題を明らかにし、その解決策を探るために「住民懇談会」「作業部会」を開催しました。

(1) 住民懇談会

「あなたが安心して暮らすために 地域の人達と仲良く暮らすために どんな武豊の未来像を思い描きますか」というテーマで、日ごろ生活をしていく中での困りごとやその解決策について意見を出し合いました。

住民懇談会の流れ

第1回

自分たちの住む地域(まち)がどんなところなのかを把握。良い所や困っていることについて出し合い、参加者で共有。

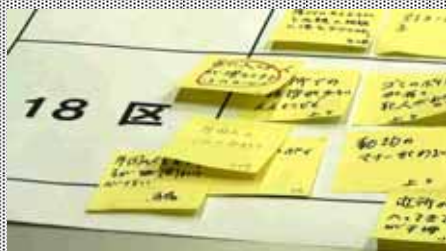


第2回

具体的にどんな課題(困りごと)が地域にあるのかに焦点をあて、課題の抽出と分類。

第3回

整理した課題について、誰が主体となり解決へとむけて行くのかの役割分担(住民・行政・社会福祉協議会)を検討。



第4回

役割分担していただいた課題内容について、住民の皆さんで「今解決できることは何か」を考え、計画に盛り込む内容を検討。



(2) 作業部会

作業部会での議論を行うにあたり、第5次武豊町総合計画をもとに計画策定における3つの検討テーマを設定。各部会のメンバーから、それぞれの活動や業務で抱えている課題や、住民懇談会からあがってきた内容をもとに意見を出し合いました。

部会名	検討テーマ	検討内容
人づくり部会	誰もが主人公になれるまち武豊	お互いを理解しやさしい心を育てるには地域で何ができるかを考える
まちづくり部会	地域ぐるみでまちづくり	生活課題に対して地域で何ができるかを考える
場づくり部会	暮らし続けたいまち武豊	誰もがいきいきと暮らすには地域で何ができるかを考える

2. 課題の整理

住民懇談会や作業部会では、高齢者、障がい者、子どもなどの福祉に関すること、地域コミュニティに関する事など、さまざまな生活課題が浮き彫りになりました。

これらを整理し、計画の理念や目標を導き出すため、作業部会で設定した検討テーマとともに、以下の項目を踏まえながら「地域福祉の視点」で共通するキーワードで要約し議論を進めました。

検討テーマ	第5次武豊町総合計画の関連項目
誰もが主人公になれるまち武豊 地域ぐるみでまちづくり 暮らし続けたいまち武豊	まちの将来像 基本目標 目指すべきまちの姿 施策方針
住民からの意見	分野別計画の関連施策
地域の生活課題を把握するため、住民懇談会や作業部会で集約した意見	老人福祉計画・介護保険事業計画 障がい者計画・障がい福祉計画 次世代育成支援地域行動計画 健康たけとよ21スマイルプラン

キーワードによる要約

地域福祉計画の基本理念・基本目標

検討テーマ1 誰もが主人公になれるまち武豊

お互いを理解し やさしい心を育てるには 地域で何ができるかを考える

第5次武豊町総合計画の関連項目

基本目標	めざすべきまちの姿	施策方針
ふれあいのあるまち	地域活動が活発に行われているまち	地域活動の担い手を育成する 地域活動を応援する
子どもが健やかに育つまち	安心して子どもを生き育てることができるまち	地域ぐるみで子どもを育てる 子どもがのびのび育つ環境をつくる
いきいきと暮らせるまち	みんながお互いを理解し やさしい心を持っているまち	地域ぐるみで福祉を支える 男女がともに活躍できる環境をつくる 多文化共生を認める

分野別計画の関連施策

老人福祉計画 介護保険事業計画	福祉意識の啓発と活動への参加促進
障がい者計画 障がい福祉計画	学校での福祉教育の推進 サマーボランティアスクールの推進 情報バリアフリー化の推進 広報などによる啓発活動の推進 イベントの充実 障がい者計画の広報活動推進
次世代育成支援 地域行動計画	協働による子育て支援活動の促進 いのちの教育の推進

住民からの意見

住民懇談会からの意見	あいさつが少ない 子どもに声をかけづらい 近所付き合いが少なくなっている 子ども会に入る子どもが少ない 区に入っていない人が多い 同報無線が聞こえない 回覧板がまわるのが遅い 通学路が草ボーボーで危ない 地域の行事が無くなってきている ごみ出しの問題
作業部会からの意見	助け合いの活動が必要 次世代育成・リーダーの育成 福祉実践教室の充実 学区内での親の交流（活動者を増やす） 情報を伝える（例えばゴミ出しの方法） 知らないことが偏見 町内で障がい者の働く場がない（公民館等の有効活用） 障がいを個性としてとらえる



キーワード

担い手

地域活動

ふれあい

次世代

コミュニティ

検討テーマ2 地域ぐるみでまちづくり

生活課題に対して地域で何ができるかを考える

第5次武豊町総合計画の関連項目

基本目標	めざすべきまちの姿	施策方針
ともに創るまち	住民がまちづくりに参画しやすいまち	まちづくりの意識を育てる まちづくりへの参加の機会を増やす まちづくり団体を応援する
安全に暮らせるまち	災害への備えや日常生活の安全性が確保されているまち	地域の防災・防犯活動を応援する
活気に満ち誇りを持てるまち	住民が誇りを持って生活しているまち	子どもや若者に武豊を知ってもらおう 武豊の魅力を発信する 武豊の魅力を守り育てる

分野別計画の関連施策

老人福祉計画 介護保険事業計画	老人クラブ活動支援 地域活動・ボランティア活動を通じた社会参加の促進 高齢者が移動しやすい環境整備 災害時の救護体制 防犯・交通安全体制の整備
障がい者計画 障がい福祉計画	地域福祉活動の充実 障がい者団体の活動支援 移動・外出支援の推進 ボランティアの育成 ボランティアセンターの充実 防災対策の推進
次世代育成支援 地域行動計画	民生委員児童委員協議会との連携 見守り・防犯パトロールの促進 子ども会の育成

住民からの意見

住民懇談会からの意見	障がい者や引きこもりの方に対する地域のサポート 公共交通機関が近くにない 車がないと移動が不便 商店が少なくて買物が不便 道路が狭く災害時に不安 小学生がひとりで学校から帰ってくるのが心配 街灯が少なくて道が暗い 区の活動を支援する人がほしい
作業部会からの意見	ひとりで暮らすことが困難である 見守り、支え合いの仕組み 子育て中の親や高齢者が地域の中で孤立している 町内巡回バスの運行本数 自主防災組織の確立 ボランティア・住民活動の活動拠点がほしい ボランティア活動の活性化



キーワード

参画・参加意識

魅力・誇り

文化的

安心・安全

ボランティア

誰もが住みたい

検討テーマ3 暮らし続けたいまち武豊

誰もがいきいきと暮らすには 地域で何ができるかを考える

第5次武豊町総合計画の関連項目

基本目標	めざすべきまちの姿	施策方針
ふれあいのあるまち	集い・憩える魅力的な場所があるまち	集いの場・憩いの場を充実する
子どもが健やかに育つまち	安心して子どもを育てることができるまち	子育ての不安や悩みを取り除く
いきいきと暮らせるまち	楽しく健康づくりができ安心して医療を受けられるまち	健康づくりを進める 医療・介護体制を充実する 社会保障を支える
	高齢者や障がい者がいきいきと暮らしているまち	社会的に支援が必要な人の暮らしを支える 高齢者の生きがいづくりを支援する 障がい者の自立を支援する

分野別計画の関連施策

老人福祉計画 介護保険事業計画	生涯学習、スポーツ活動の充実 健康づくり活動の支援 介護予防事業充実と普及啓発 認知症高齢者及び家族に対する支援 介護保険を補完する福祉サービスの充実 総合窓口体制の充実 高齢者虐待防止事業 世代間交流の促進
障がい者計画 障がい福祉計画	相談支援体制の充実 権利擁護の推進 放課後対策の推進 障がい者スポーツの振興
次世代育成支援 地域行動計画	世代を越えた交流の機会の充実 児童虐待防止の啓発 養育に困難を抱える家庭の支援 外国人の親子に対する支援
健康たけとよ21 スマイルプラン	運動（知ろう、出かけよう、楽しもう、続けよう） 休養・心の健康づくり（ふれ合おう・感動しよう）

住民からの意見

住民懇談会からの 意見	大人も子どもも一緒に集まる場所がない 地域の人が話をする場所がない 老人の交流がみられない ひとり暮らしの高齢者が増えている 子育て支援センターが地域にない 公共施設の休みが月曜日に集中している 子どもへの運動のサポート
作業部会からの意見	区の中での世代間交流 憩いのサロン会場の有効活用 住民活動ができる場が必要 長期休暇に子どもが一人で家にいる 固定した安心できる集いの場が必要 障がい者や子どもへのスポーツの促進 ゴミだしの問題



キーワード

健やか(健康)

介護

自立

生きがい

集いの場

支える(支援)

第4章 地域福祉の推進

1. 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

平成20年に策定された第5次武豊町総合計画では、まちの将来像を「心つなぎ みんな輝くまち 武豊」と定め、その実現に向け「つなぐ」と「みんな」を合言葉にしたまちづくりを目指しています。

このことを基本として、この計画では、すべての人が住みなれた地域で安心して暮らせる“福祉でまちづくり”を実現するために、基本理念を次のとおり掲げました。

支え合い とともに築く ふれあいのまち武豊

地域の誰かが困った時に、その問題を解決していくには、日頃からの“ふれあい”を通じて、一人ひとりが地域の課題やニーズに気付くことが必要です。

そのためには、武豊町で生活する“みんな”が、地域社会を構成する一員として、まちづくりに参加することが求められます。

この理念は、誰もが地域で安心して生活できるよう、公的な福祉サービスだけでなく、住民、関係団体、社会福祉協議会、行政がお互いの役割で協働し、地域に根ざして助け合い、地域ぐるみで福祉を支えるまちづくりのあり方を表現しています。



(2) 基本目標

この計画では、基本理念を実現するため、第3章で整理した検討テーマ、キーワードをもとに、次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として各種施策を推進します。

基本目標 1

やさしい心のあふれるまち

あいさつやふれあいがコミュニティにあふれ、すべての住民が地域活動に参加できるまち。次世代育成を通じて、地域活動の担い手を育み、地域全体で福祉を支えるやさしさと思いやりのあるまちづくりを進めます。

基本目標 2

みんなでつくる安心安全なまち

住民による支え合い、見守り活動を進め、誰もが安心して安全な暮らしを送ることができるまちづくり。災害や犯罪に強い環境の整備を進めます。

基本目標 3

誰もがいきいき暮らせるまち

身近な地域に安心して利用できる福祉サービスがあり、健康づくりや、介護予防を効果的に取り組むことができるまち。誰もが趣味やスポーツ、文化活動、地域活動を通じて地域とのつながりを持ちながら、生涯を通しいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めます。

(3) 施策体系図

基本目標	基本施策	取り組みの方向性
1 やさしい心の あふれるまち	1 地域福祉を支える 人づくり	(1) あいさつからはじまる近所づきあい
		(2) 支え合う意識を育てる
		(3) 地域リーダーの発掘と育成
	2 情報が相互に伝わる 仕組みづくり	(1) 誰もがわかりやすい情報提供
		(2) 地域活動実践の集約と発信の仕組みづくり
	3 一人ひとりを認め 合う意識づくり	(1) 正しい理解を深めるために

基本目標	基本施策	取り組みの方向性
2 みんなでつくる 安心安全なまち	1 支え合いの仕組み づくり	(1) 住民による支え合い見守り活動の促進
		(2) 支援が必要な人を発見するための仕組みづくり
		(3) 快適に外出できる地域づくり
	2 緊急・災害時に 備えた支援体制 の推進	(1) 災害時要援護者の救助・救援体制の整備
		(2) 地域における防災力の向上
		(3) 犯罪を防ぐ地域づくりの推進
	3 協働の 仕組みづくり	(1) 地域活動団体の連携・協力体制の確立
		(2) 地域文化を生かしたまちづくりの推進
		(3) 地域活動・ボランティア活動の支援

基本目標	基本施策	取り組みの方向性
3 誰もがいきいき 暮らせるまち	1 交流の場・参加の 機会づくり	(1) 世代を超えた交流の機会の充実
		(2) 困りごとを共有し支え合う仲間づくり
		(3) 地域活動を推進するための仕組みづくり
	2 健康づくり・生き がいづくり	(1) 介護予防・健康づくりの推進
		(2) 生涯学習の推進
	3 安心して暮らすた めの福祉サービ スの推進	(1) 総合相談支援体制の充実
		(2) 専門職を支援する体制の確立
		(3) 包括的権利擁護システムの確立

次頁（４２頁）からの【２．具体的な施策】の【関連計画・提案】につきまして
は、以下の略称で記載させていただきます。

【関連計画】行政関連計画	
武豊町総合計画	総合計画
武豊町老人福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉計画
武豊町障がい者計画	障がい者計画
武豊町次世代育成支援地域行動計画	次世代育成計画
健康たけとよ２１ スマイルプラン	スマイルプラン
武豊町地域防災計画	地域防災計画
【提案】作業部会からの提案（詳細は８６頁から記載）	
地域福祉を支える次世代育成ネットワークづくり	提案１ -
親子で参加する地域福祉	提案１ -
見守り隊活動	提案２ -
リフレッシュカフェ	提案３ -
おとなりカフェ	提案３ -

2. 具体的な施策

基本目標 1 やさしい心にあふれるまち

1. 地域福祉を支える人づくり

現状と課題

住民懇談会や作業部会で意見集約を行ったところ、「近所づきあいがいい」「あいさつがない」といった声が数多く寄せられました。自治区や子ども会、老人クラブなど地域組織の加入率が低下していることから、地域内でのつながりが希薄化していることがうかがえます。

一方で、町民意識調査（平成19年実施）において「あなたは武豊町がどんなまちになってほしいと思いますか」という問いに対し、「住環境がよく暮らしやすい快適なまち」に次いで、「障がい者や子ども、高齢者を大切にするまち」を望む声が、多くありました。

将来にわたって、住み続けたいまちを作るためには、地域における助け合い活動の基礎的な組織である自治区をはじめ、老人クラブや子ども会などの地域組織の活動を通して、地域での助け合いの意識や担い手を育てていくことが重要な課題です。

住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

「あいさつなどの近所づきあいが以前より減ったように感じる」

「自治区や子ども会など、地域の組織に加入しない人が増えた」

「地域で子どもと大人の交流が少ないと感じる」

「地域活動で中心になって進めてくれる人がいない」

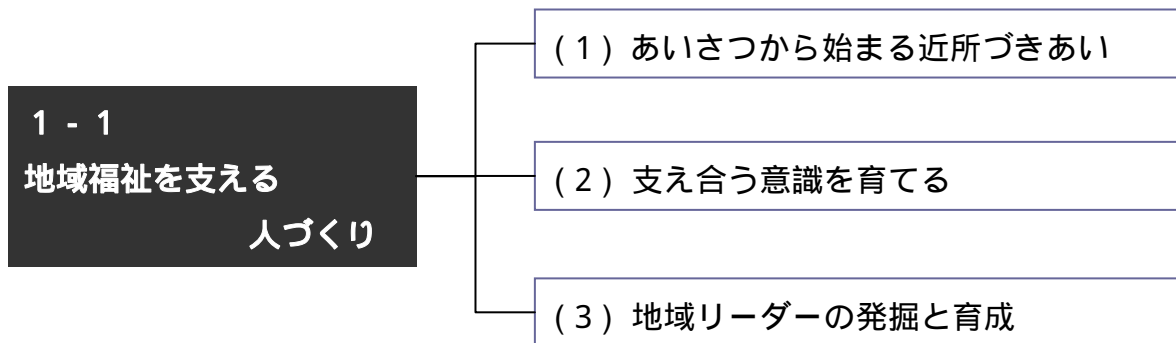
作業部会（人づくり部会）からの提案

【地域福祉を支える次世代育成ネットワークづくり】 87頁 提案1 -

次世代育成に関わる既存のしくみを洗い出し、関係組織の連携、学習、情報交換の機会を作りネットワークを構築します。

ボランティア活動や地域を通じ、親子で実体験する機会を増やし、親子の会話や地域でコミュニケーションがとれる親世代を育成します。

施策の体系



施策の内容

(1) あいさつから始まる近所づきあい

<対象圏域：自治区～小学校区>

「地域内での支え合いが必要」という認識がある一方で、近所づきあいや、あいさつが少ない、また、地域にどんな人が住んでいるのかわからないといった意見があることから、「あいさつ」などの声かけを通じて、隣近所での意識的なふれあいを広げていくことから、地域づくりを目指していきます。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
スマイルネットワーク「あいさつ運動」	小学校区	町（学校教育課）
3 A 運動	自治区	町（学校教育課）

スマイルネットワーク： 町内の小中学校の児童会・生徒会が集まり情報交換を行い、小中6校で同じ取り組み活動を行う。 例) 校門でのあいさつ運動。

3 A 運動： 住民参加による「あいさつ」と、子どもにとって「安全で安心な」まちづくりを進める運動。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 学校教育課	● 広報やホームページで、3A運動やスマイルネットワークなどのあいさつ運動をPRします。	
社会福祉協議会	● 楽しみながら行える「あいさつ運動」の取り組み方法を公募するなど、住民が主体的に行える、あいさつの推進を図ります。	
住 民	● 家庭や近所、学校、職場で、あいさつを積極的に行います。	

(2) 支え合う意識を育てる

<対象圏域：自治区～町全域>

「地域での支え合い」を進めていくためには、支え合いの意識を地域内で育むことが必要です。自治区や子ども会といった地域組織の単独的な活動だけでなく、相互に協力をしながら、次世代を育む場として地域を考え、子どもの育成を通して、大人自身が理解を深めていきます。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏 域	実施機関
自治会活動	自治区	住 民
老人クラブ	自治区	住 民
子ども会	自治区	住 民
家庭教育推進連絡協議会	小学校区	住民・町（生涯学習課）
スポーツクラブ	町全域	住 民

家庭教育推進連絡協議会： 町内4小学校における、家庭教育の推進を図るための企画や連絡調整を行い、各小学校区での地域活動に資する組織。

ス ポ ー ツ ク ラ ブ： 身近な場所でスポーツを楽しみながら健康増進を図るとともに、地域活性のために社会文化活動を行う組織。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 福祉課 子育て支援課 学校教育課 生涯学習課	● 家庭、学校、地域と連携し、地域ぐるみで子どもの育成を推進します。	提案 1 -
	● 地域が次世代育成の場になるよう、関連組織に連携・協力を呼び掛けるとともに、行政組織の連携・調整を図ります。	提案 1 - 提案 1 -
	● 身近な地域において住民相互がつながりを大切にする意識と、高齢者を地域で支える意識の高揚を図るなど、福祉に関する意識啓発に努めます。	老人福祉計画
社会福祉協議会	● 世代を超えた地域交流が行えるよう支援します。	提案 1 -
	● 次世代を育む場として地域を活用するため、既存のしくみや関係機関と連携・情報交換を行う場に参加します。	次世代育成計画 提案 1 -
住 民	● 隣近所で誘い合い、みんなで地域の行事や活動に参加します。	提案 1 -
	● 地域の中で次世代育成に関わる活動を発掘したり、関係する地域組織に情報提供し、連携を図ります。	提案 1 -

(3) 地域リーダーの発掘と育成

<対象圏域：自治区～町全域>

支え合いを推進するためには、地域の中に核となる人材が必要です。さまざまなボランティア講座やまちづくり事業を通じて、主体的に参加できる機会を設けることで、「地域リーダー」として活躍するきっかけづくりを行い、人材の発掘と育成を行います。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏 域	実施機関
防災リーダー養成講座	町全域	町（防災交通課）
青少年リーダー養成研修	町全域	町（生涯学習課）
憩いのサロンボランティア研修	町全域	社会福祉協議会・町(福祉課)

各種ボランティア講座	町全域	社会福祉協議会
ボーイスカウト・ガールスカウト	町全域	住 民

地 域 リ ー ダ ー： さまざまなボランティア、組織活動や各種講座を通じて培った知識・技術・経験等を生かしながら、幅広く地域づくりの核となる人。

青少年リーダー養成研修： 子どもたちの共同性・社会性を養い、集団の中で自己の立場と役割を体験学習するための研修。

憩いのサロン： 高齢者の身近な健康づくりの場として、地域の人が中心となって、交流や生きがいづくりを行うための事業。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 防災交通課 福祉課 生涯学習課	● 既存の組織やネットワークを利用し、地域活動の計画立案や指導ができる地域リーダーを育成するとともに、新たな人材の掘り起こしを図ります。	総合計画
社会福祉協議会	● 地域活動のリーダーを担う人材を育成するための講習会や研修会を開催、支援します。	
住 民	● 地域活動に関する講習会・研修会に積極的に参加し、地域の中心となり活動します。	

2 . 情報が相互に伝わる仕組みづくり

現状と課題

住民懇談会・作業部会では、「広報で知らせたことが伝わっていない」などの声があることから、武豊町からの情報が地域へうまく伝わらない場合があることがわかりました。

「悪徳商法」「振り込め詐欺」や「地上デジタル放送への移行」に関する情報は、テレビやインターネット、広報紙など、さまざまな媒体を利用して頻繁に発信をしています。しかし、高齢者には十分伝わっていないという現状があることから、既存の情報発信の方法を工夫する必要があります。

住民の中には、ボランティアや地域活動に興味があるものの、活動団体に関する情報がない、参加する方法がわからない、といった理由から活動に参加できない人がいます。また、ボランティアを必要とする人たちの情報発信の方法も不足しています。

地域の中には、地域活動に先進的に取り組んでいる事例も数多くあることから、そういった取り組みが、他の地域でも活用できるような方法を検討する必要があります。

住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

「回覧板が回るのが遅い地域がある」

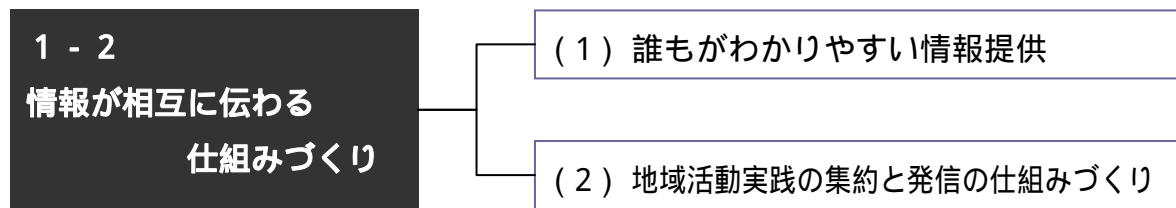
「広報でお知らせしたことが、しっかり伝わっていない」

「自治区を通じて地上デジタル放送のお知らせをしたが、
理解してもらえない高齢者がいた」

「自治区に加入していない人に、地域の情報が伝わりにくい」

「ボランティア活動や募集の情報が誰でも簡単にわかる仕組みが欲しい」

施策の体系



施策の内容

(1) 誰もがわかりやすい情報提供

<対象圏域：自治区～町全域>

生活や緊急時の情報は、その性質上、必要とする人に適切かつ正確に伝わるものが求められます。既存の情報提供の方法を見直しながら、「口コミ」による伝達方法も含め、必要な情報が正しく伝わる仕組みづくりを行います。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
広報たけとよ	町全域	町（企画政策課）
回覧板	自治区	町・住民
出前講座	町全域	町（企画政策課）
町ホームページ	町全域	町（企画政策課）
やくばだより（ケーブルテレビ）	町全域	町（企画政策課）
文字放送（ケーブルテレビ）	町全域	町（企画政策課）
広報誌「たけとよの福祉」	町全域	社会福祉協議会
声の広報	町全域	社会福祉協議会
音声読み上げ対応ホームページ	町全域	社会福祉協議会

出 前 講 座： 役場の職員が住民の所に出向き、町の行っている仕事の中で住民が聞きたい、知りたい情報を提供する。

声 の 広 報： 目の不自由な人のために「広報たけとよ」の朗読を録音したテープを届ける。

音声読み上げ対応ホームページ： 専用のソフトを使うことによって、記載している文字を音声で読み上げることに対応したホームページ。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 企画政策課 防災交通課	● 役場は手続きをするだけの場ではなく、まちの様々な情報を提供する場所となるよう機能を充実します。	総合計画
	● 広報やホームページ、ケーブルテレビ、各種配布物を通して、まちの情報を広く発信します。	総合計画
	● 緊急時の情報伝達に漏れがないように、情報伝達手段の充実を図ります。	
社会福祉協議会	● 目や耳の不自由な人、子ども、外国人などには、対象者に適した情報提供（SPコード、声の広報など）に努めます。	障がい者計画
	● 情報を十分理解できない人には、関係者と協力してその人に合わせた情報伝達の支援をします。	
住 民	● 近所に文字を読むことが難しい人や内容を十分に理解することが不十分な人がいたら、お手伝いをします。また、必要に応じて、町や関係機関の支援を依頼します。	

SPコード： 紙面に書かれた内容を、2次元バーコードとして情報を集約したもの。専用の読み上げ機に通すことによって、音声での読み上げをする。

(2) 地域活動実践の集約と発信の仕組みづくり

<対象圏域：自治区>

ボランティアや地域活動を活性化させるためには、それぞれの活動の助けになるような情報が必要です。お互いに持っている情報を、自らの活動に生かしていくことで、情報としての価値が高まり、活動の活性化につながります。さまざまな機会を通じて情報集約するとともに、活動支援になるような情報発信を行います。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
広報たけとよ 「この人訪問」 「私たちのサークル」	町全域	町（企画政策課）
カルチャー&スポーツ 「ゆめたろうバンク」	町全域	町（生涯学習課）
広報誌「たけとよの福祉」	町全域	社会福祉協議会

<今後の取り組み>

関係部署	内容	関連計画・提案
武豊町 企画政策課	<ul style="list-style-type: none"> 自主的で特徴的な地域活動の情報発信や地域力強化モデル地区の選定など、地域と行政が連携した地域活動を推進します。 	総合計画
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 公開プレゼンテーション方式による事業公募を行い、新たな団体や組織活動の集約や活動紹介を行います。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の情報を集約し、活動実践の活性化をはかるための情報発信の仕組みを考えます。 	
住 民	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちの活動実践を記録し、情報として提供します。 	

プレゼンテーション： 聴衆に対して情報、企画、提案を提示して会議等で説明すること。

3 . 一人ひとりを認め合う意識づくり

現状と課題

住民懇談会や作業部会では、「高齢者や障がい者に対する理解が少ない」「障がい者の働く場がない」といったことが課題として挙げられました。

障がい者計画策定の際に行ったアンケート（平成20年実施）では、回答者の約半数の人が障がい者と関わったことがないと回答しており、その理由として9割の人が「今まで接する機会がなかった」と回答しています。このようなことから、一人ひとりを認めあう意識を作るためには、理解を深めるための多様な場や機会を充実することが必要です。

社会福祉協議会が小中学校を対象に行っている、「福祉実践教室」の中で、障がいのある人に「生活する中で、困ることはないか」と尋ねたところ、「必要なときに周囲の支援があれば、日常生活を問題なく送れる」と回答していました。このことから、高齢者や障がい者が安心して生活を送るためには、専門的なサービスの提供だけでなく、周囲の理解により、地域の中で支え合うことが重要であると考えられます。

住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

「障がいのある人が困っていることを周りの人に理解して欲しい」

「高齢者や障がい者に対する、周囲の人の理解が不足している」

「障がい者の働く場所が少ない」

施策の体系

1 - 3

一人ひとりを認め合う
意識づくり

(1) 正しい理解を深めるために

施策の内容

(1) 正しい理解を深めるために

<対象圏域：町全域>

障がいや加齢による「生活のしづらさ」は、心身機能の低下・喪失のみが原因ではなく、その人がどのような地域に住み、近隣住民からどのような支援を受けているかによって異なります。一人ひとりが、支え合う温かい心を持ち、相互理解により生活していくためには、差別や偏見をなくし、正しい理解を深めるための取り組みが必要です。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
広報たけとよ	町全域	町（企画政策課）
町ホームページ	町全域	町（企画政策課）
いのちの教育	小学校区	町（学校教育課）
地域自立支援協議会	町全域	町（福祉課）
認知症サポーター養成講座	町全域	町（福祉課）
福祉実践教室	小学校区	社会福祉協議会
広報誌「たけとよの福祉」	町全域	社会福祉協議会
福祉まつり	町全域	社会福祉協議会
サマーボランティアスクール	町全域	社会福祉協議会

いのちの教育： 生命の重さと大切さに気付かせ、一人ひとりの豊かな心の成長を目指す教育。

自立支援協議会： 障がいのある人が暮らしやすい社会を実現することを目的に、地域社会を構成する様々な団体が構成された組織。

福祉実践教室： 児童・生徒が体験学習を通じて、高齢や障がい等に対する理解を深める学習。

サマーボランティアスクール： 夏休み期間中に実施する、中高生を対象にしたボランティア体験学習。

<今後の取り組み>

関連部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 企画政策課 福祉課 学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉に対する正しい理解を進めるために、広報・啓発活動を推進します。 	障がい者計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 支え合いの心を育み、福祉活動に対する理解を深めるための学習機会を設けるなど、啓発活動を推進します。 	総合計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校での総合的学習・いのちの教育を継続して行います。 	次世代育成計画
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● イベントや講座を開催する際には、企画段階から、住民参加を得て、内容の検討を行います。 	障がい者計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉実践教室や福祉まつりなどを通じて、広く理解が得られるよう、当事者やボランティアの協力を得て、啓発事業を行います。 	障がい者計画
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者などを正しく理解するための学習会・研修会、イベントに積極的に参加します。 	障がい者計画

基本目標 2 みんなでつくる安心安全なまち

1. 支え合いの仕組みづくり

現状と課題

かつて、私たちの生活は「お互いさま」といった、地域の相互扶助によって支えられてきました。しかし、地域におけるつながりは近年、徐々に希薄化しています。

少子高齢化・核家族化の進展にともない、武豊町においても高齢者のみの世帯が増え、家族内の共助が受けられない人たちがいます。特に、遠方から就労のため、武豊町にやってきた人の中には、近隣に頼れる人がおらず、誰からも支援が受けられないまま、社会から孤立をして生活していることがあります。

住民懇談会や作業部会では、地域のつながりがいいことを指摘する声があるとともに、生活をする上で、地域内での住民同士の支え合い・助け合いが必要だという意見があがりました。

地域住民による自発的な支え合いが重要視される一方で、このような取り組みを発展させ、安定的・継続的に活動できるよう、NPO法人などによる有償化したサービスが生まれています。このようなサービスは、住民の日常的な支え合いや、公的サービスの隙間を埋めるものとして、今後、地域の中で充実・発展させていくことが望まれています。

住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

- 「地域の中で孤立している高齢者がいる」
- 「(日中家族が不在なので)安否確認、見守りが欲しい」
- 「周りの人に助けを借りることができる仕組みが欲しい」
- 「買い物に行きたいが、移動の手段がないため行くことができない」
- 「ひとり暮らしの高齢者から電球をかえて欲しいと言われた」
- 「高齢者や障がい者で自分でゴミ出しができない人がいる」
- 「引きこもりや不登校の方を支援したいが、どこにいるかわからない」

作業部会（まちづくり部会）からの提案

【見守り隊活動】 90頁 提案2 -

ゴミ出しのお手伝いや話し相手など、普段から顔見知りになっておき、いざという時に援助が出来るようにする。

施策の体系

2 - 1

支え合いの仕組みづくり

(1) 住民による支え合い見守り活動の促進

(2) 支援が必要な人を発見するための仕組みづくり

(3) 快適に外出できる地域づくり

施策の内容

(1) 住民による支え合い見守り活動の促進

<対象圏域：自治区>

私たちが日常的な営みをする上では、近隣の人たちと直接的な関わりを持たなくても生活することができます。しかし、高齢や障がい、疾病といった要因により、自分の力だけで生活を送ることに困難が生じることもあります。

支援が必要になったとき、地域の中で孤立することなく生活するために、専門機関によるサポートだけではなく、身近なところで、お互いに助け合えるよう、普段からの活動が求められています。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
高齢者台帳登録制度 (シルバーカード)	町全域	町(福祉課)
自治区活動	自治区	住民

民生委員児童委員 (地域見守り活動)	自治区	住 民
老人クラブ 友愛訪問	自治区	住 民
ボランティア活動	町全域	住 民

高齢者台帳登録制度： ひとり暮らしの高齢者として登録することで、ふだんの見守りや緊急時等に対応したサービスを利用できる制度。

老人クラブ 友愛訪問： 会員が一人暮らしの高齢者宅などを定期的に訪問し、安否確認や話し相手になる活動。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 福祉課	● 地域に密着した高齢者や障がい者の見守り・相談及び介護支援、生活支援体制を充実します。	総合計画 提案 2 -
	● 住民による障がい者のふだんの見守りや声かけネットワークなど、負担なく日ごろから行える支え合いを推進します。	障がい者計画 提案 2 -
	● ひとり暮らし高齢者の増加に対応した、見守り体制について検討します。	老人福祉計画 提案 2 -
社会福祉協議会	● 地域の実態把握や意見交換が行えるよう、「住民懇談会」を開催します。	
	● 地域での見守り活動が実施できるよう、支援者の養成・組織化を支援します。	提案 2 -
	● 住民同士の支え合いだけでなく、安定的かつ継続的に生活の支援を住民主体で提供できる仕組みを考えます。	
住 民	● 近隣で困っている人に関する情報を把握し、地域内にどのような支援が必要か、情報の共有を行います。	
	● 地域の中で日常的な支え合い・見守りを目的とした活動のしくみを作ります。	提案 2 -
	● 地域で孤立する人を防ぐため、回覧板の手渡しによる声かけや、食事を届けるなど、日常生活の中で気軽に取り組めることに努めます。	

(2) 支援が必要な人を発見するための仕組みづくり

<対象圏域：小学校区～町全域>

武豊町では、ひとり暮らし高齢者や新生児のいる家庭などを対象に、訪問活動を行い、困りごとの早期発見に努めています。

一方で、地域の中には、相談できる人がいないまま、不安や悩みを抱え生活している人たちがいます。気軽に相談し合える仕組みがあれば、住民同士で解決を図ったり、専門機関につなげ、問題が深刻化する前に対応することが可能になります。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
地域包括支援センター (65歳到達者訪問相談事業等)	町全域	町(福祉課)
子育て支援センター (子育て訪問相談)	町全域	町(子育て支援課)
お元気ですか訪問	町全域	町(健康課)
地域福祉サービスセンター (福祉総合相談窓口)	町全域	社会福祉協議会
障がい者相談支援事業	町全域	関係者
民生委員児童委員 (地域訪問活動)	自治区	住民
障がい当事者相談員 (身体障がい・知的障がい)	町全域	住民

お元気ですか訪問： 保健師が生後2か月頃の乳児がいる家庭を訪問して、個別に育児相談等を行う。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 福祉課 子育て支援課 健康課	保健師による訪問指導や地域包括支援センター、障害相談支援事業所、民生委員児童委員などからの情報提供により、支援が必要な人の把握に努めます。	

関係機関 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中で支援が必要な人が早期発見できるよう、民生委員児童委員や関係者の連携・協力体制や住民が情報提供しやすい方法を検討します。 	
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 日ごろからの近所づきあいを大切にし、近隣の人の変異に気づいたら、必要に応じて、専門機関に連絡をします。 	

(3) 快適に外出できる地域づくり

<対象圏域：町全域>

自分自身で移動手段を確保できない、高齢者や障がい者が、安心して生活を送るためには、買い物などにも気軽に出かけられる手段が必要です。

武豊町では、タクシー料金助成事業や福祉車両の貸出しなどを行っていますが、これに加え、平成22年7月から、コミュニティバスが地域交通として運行を開始しました。今後も利用者の意見や評価をもとに、他の事業とともに高齢者や障がい者の視点にあわせた交通の充実を図っていきます。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏 域	実施機関
コミュニティバス	町全域	町（企画政策課）
車いす対応福祉車両の貸出し	町全域	町（福祉課）
障がい者タクシー料金等助成	町全域	町（福祉課）
車いすの貸出し	町全域	社会福祉協議会
移送サービス（ボランティア）	町全域	社会福祉協議会

車いす対応福祉車両の貸出し： 日常生活で車いすを利用する方や家族及び介助者を対象に、車いすに乗ったまま乗降できる車両を貸出。

移送サービス（ボランティア）： 低所得の高齢者・障がい者で、一般の公共交通機関を利用したの通院が困難な方を対象に、通院先への移送をボランティアが行う。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 企画政策課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常の生活拠点へ気軽に移動できる地域交通体系を、地域の意見を活かしながら整備します。 	総合計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者向け交通運賃の各種助成や割引制度の周知に努めます。 	障がい者計画
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスの運行状況を踏まえ、移送サービス事業を見直します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民同士の助け合いによる移動手段が確保できるよう、他市町の実践例をもとに検討をします。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 移送サービスの担い手(運転ボランティア)確保に努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの人に利用してもらえるよう、貸出し用車いすの確保に努めます。 	
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティバスを積極的に利用することで、誰もが利用しやすい地域公共交通のあり方を住民目線で提案します。 	

2 . 緊急・災害時に備えた支援体制の推進

現状と課題

安心・安全に暮らすことは、私たち共通の願いです。住民懇談会や作業部会で寄せられた声からも、大規模地震などの自然災害にどのように対処するのか、犯罪や事故をどのように防ぐのかという課題について、地域に住む人たちが高い関心を持っていることがわかりました。

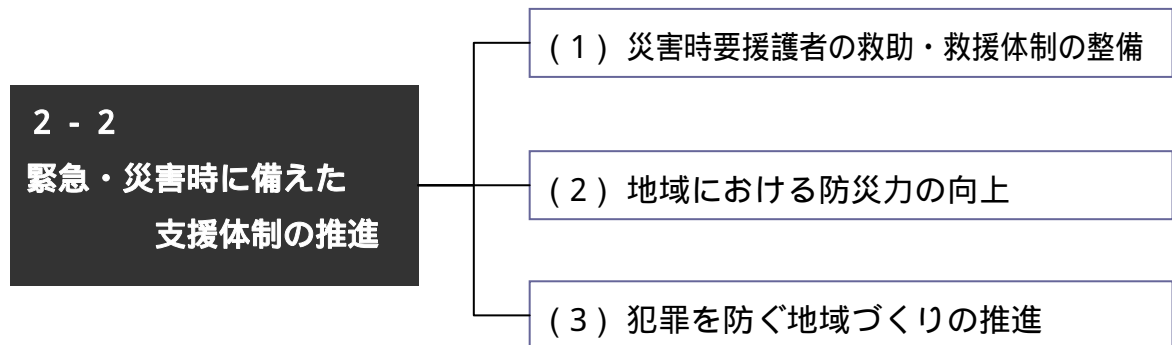
武豊町でも自主防災会の活動や防犯パトロール、災害時要援護者台帳の整備などさまざまな取り組みが行われています。しかし、地域によって取り組み状況に違いがあったり、自分の住む地域で行われている活動内容を知らないといった意見がありました。

災害や犯罪から、全ての人が等しく安心・安全に生活できるよう、地域が一体となって、備えておくことが求められています。

住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

- 「災害時に避難所まで行けるか心配な人がいる」
- 「道路が狭いなど、災害時に危険な場所がある」
- 「災害時要援護者を救助する方法が分からない」
- 「地域の中で、どれだけ災害に対応できるか不安がある」
- 「避難所では、ベッド・トイレ等が使えず不自由にならないか心配」
- 「子どもが学校からひとりで帰ってくると安全面が心配」
- 「近頃、空き巣が増えたところがあり、防犯上の心配がある」

施策の体系



施策の内容

(1) 災害時要援護者の救助・救援体制の整備

<対象圏域：自治区>

武豊町では、自力で避難することが困難な人を支援するための「災害時要援護者支援制度」を実施しています。実際に災害が発生したときの支援を想定し、一時避難場所の設定や支援を担う住民の確保など、日ごろからの備えを、住民、自治区、民生委員児童委員、行政が一体となって行います。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
災害時要援護者支援制度	町全域	町(福祉課・防災交通課)

災害時要援護者支援制度： 高齢者・障がい者等で、非常時に何らかの助けを必要とする方の名簿を作成し、日頃から地域での見守りと災害発生時の支援体制を整える制度。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 防災交通課 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者支援制度の周知を行うとともに、地域での見守り環境の整備を図ります。また、高齢者等に対して、災害時の備えについて意識の啓発を行って行くなど、防災体制の強化に努めます。 	老人福祉計画 地域防災計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時、他の住民と避難場所での滞在が困難である人のために、障がいなどに配慮した避難場所を検討します。 	障がい者計画 地域防災計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治区や関係者と協力し、要援護者の適切な避難支援ができるよう「個別支援計画」の作成を行います。 	
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者に登録していない対象者の把握を自治区や関係者と協力して行います。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者を対象にした避難誘導訓練や福祉避難所体験を、住民や関係者と協力して実施します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民や関係者と連携・協力をしながら「要援護者マップ」の作成を支援します。 	
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者に対し、日常的な助け合い・見守り活動を行うとともに、災害発生の際に一時避難場所に誘導ができるよう支援者体制の整備を進めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時要援護者を記した「要援護者マップ」を作成し、対象者の情報共有を図ります。 	

(2) 地域における防災力の向上

<対象圏域：自治区>

大規模災害が発生した直後は、行政や防災機関からの支援が困難になると想定されます。災害による被害を最小限に抑えるために、日ごろから地域での防災意識の向上とともに、自主防災組織や防災ボランティアの活動を支援します。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
家具転倒防止事業	町全域	町（防災交通課）
緊急速報エリアメール	町全域	町（防災交通課）
耐震診断	町全域	町（都市計画課）
防災ボランティアの養成	町全域	社会福祉協議会・町（防災交通課）
自主防災会	自治区	住 民

家具転倒防止事業： 高齢者・障がい者・母子家庭を対象（一定の条件あり）に、地震発生時の家具転倒の防止金具を取り付ける。

緊急速報エリアメール： 災害避難情報などを、特定エリア内へ携帯電話に配信するシステム。

耐 震 診 断： 特定の住宅を対象に、専門家による無料耐震診断を受けられる。

防災ボランティア： 災害についての啓発活動、地震、その他の災害による被害の防止、軽減等について、地域の防災活動に貢献することを目的とした団体。

自 主 防 災 会： 災害時に自らの手で生命・身体・財産を守るため、自治区ごとに結成された組織。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 防災交通課	● 自主防災組織の充実と活動の活性化のため、先進事例の紹介や防災講座を開催します。	地域防災計画
	● 家具等の転倒防止や耐震診断など、事前の備えについての普及啓発に努めます。	地域防災計画

社会福祉協議会	● 町と協力をして、防災講座や広報活動を行います。	
	● 防災ボランティア活動を支援するためボランティア事務局を担います。	
住 民	● 自主防災会の活動や防災訓練などに積極的に参加します。	地域防災計画
	● 災害に備え、安否確認の方法や食料の備蓄、家具転倒防止策を行います。	地域防災計画

(3) 犯罪を防ぐ地域づくりの推進

<対象圏域：自治区>

地域における防犯対策は、行政や警察といった公的機関のみで行うことには限界があります。「自分たちの地域は、自分たちで守る」という共通の意識を持ち、学校や保育園、諸団体、住民などが連携をして、日頃からの声かけなどにより、安全な地域社会づくりに取り組むことが必要です。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏 域	実施機関
不審者情報メール発信	町全域	町（学校教育課・子育て支援課）
3 A 運動	町全域	町（学校教育課）
ボランティアによる見守り活動	自治区・小学校区	住 民

不審者情報メール発信： メールアドレスを登録しておくことにより、不審者情報が寄せられた時、すぐに情報が届くシステム。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 防災交通課 子育て支援課 学校教育課	● 3 A 運動によるあいさつを推進し、犯罪の抑止力を高めます。	次世代育成計画
	● 防犯パトロール組織の活動やネットワーク作りを支援します。	
	● 犯罪の発生状況や手口の特徴などをメールや広報等で知らせます。	

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアによる見守り活動を支援します。 	
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 行き交う人とのあいさつなど、声を掛け合い、不審者の監視など犯罪抑止に努めます。 	次世代育成計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防犯パトロールに積極的に関わるとともに、活動を通し防犯意識を高めま 	次世代育成計画

3 . 協働の仕組みづくり

現状と課題

地域における全ての生活課題に対し、行政が行う福祉サービスだけで対応することは困難です。基本的な課題は公的サービスで対応する、という原則を踏まえ、教育、環境、まちづくりといった生活関連分野との連携については、地域の人たちが主体的に関わる必要があります。

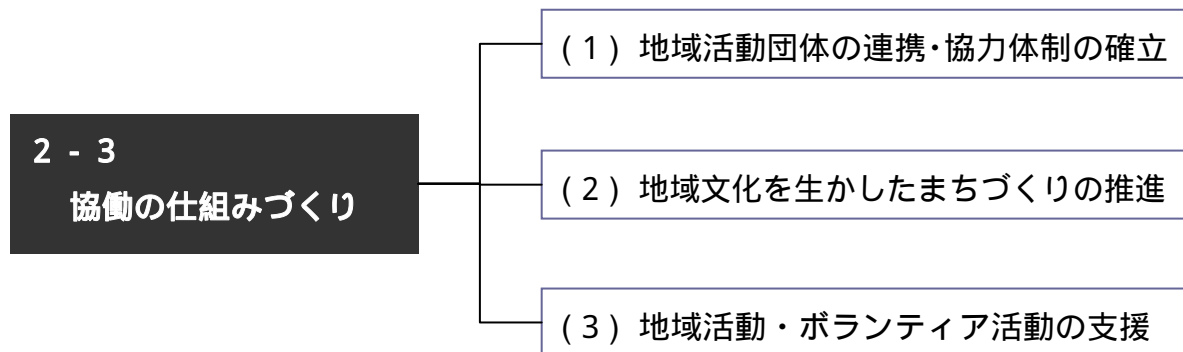
第5次武豊町総合計画策定の際に実施した、町民意識調査によると、「これからのまちづくりに町民の参加や協働が必要」と思う人は、回答者の9割にのぼり、「災害」「保健・福祉」「安心・安全」といった活動に関心を持つ人が多いことがわかりました。このような意識のある人たちを、活動にどのように結び付けていけるのかが、これからの課題といえます。

武豊町には、ボランティアや地域活動団体、NPOが数多くあります。これらの組織に所属し、住民懇談会や作業部会に参加した方からは、「活動の協力者が増えない」「抱えている課題をどのように解決したらいいかわからない」といった意見がありました。

住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

- 「子ども会の加入者が増えない」
- 「町外から引越してきた人が、地域に馴染みにくい」
- 「大人と比べると、子どもは武豊町への定住意向が低いようである」
- 「ボランティア活動にもっと関心を持ってもらいたい」
- 「ボランティアの参加者が少ない」
- 「地域活動を行う団体・ボランティア等の抱える問題が共有化されにくい」

施策の体系



施策の内容

(1) 地域活動団体の連携・協力体制の確立

<対象圏域：町全域>

地域福祉を推進していくためには、ボランティアや地域活動団体、NPOなどの住民が行う積極的な活動が基盤になります。これらの組織の支援を含め、お互いの役割分担を行いながら、それぞれが連携することによって、地域全体が活性化していくと考えられます。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
地域自立支援協議会	町全域	町（福祉課）
ボランティア連絡協議会	町全域	社会福祉協議会
老人クラブと子ども会の共同事業	自治区	住民

ボランティア連絡協議会： ボランティアセンターに登録をしている個人・団体が、横のつながりをもつために、連絡調整と連携強化を目的とした組織。

<今後の取り組み>

関係部署	内容	関連計画・提案
武豊町 企画政策課 福祉課 子育て支援課 生涯学習課	● 各種団体や、民生委員児童委員、ボランティア団体との連携を図るなど、地域における協働体制の推進を図ります。	老人福祉計画
	● 各種団体が自主的・主体的に実施する活動の充実を図るための活動支援を行います。	障がい者計画 次世代育成計画
社会福祉協議会	● ボランティアや地域活動、NPOの紹介を広報紙やホームページを利用して行い、住民の参加促進を行います。	
	● 赤い羽根共同募金の配分金を活用し、地域活動に対し助成を行います。	
	● 「協働推進会議」(仮称)の開催、関連団体の連携を深めていく、ネットワーク化を行います。	
住 民	● 身近な人たちに声をかけ、誘いあって活動に参加できるような関係づくりを行います。	

(2) 地域文化を生かしたまちづくりの推進

<対象圏域：自治区>

武豊町には、歴史、文化、祭礼など、多くの恵まれた資源があります。これらの大切な資源を住民参加によって、若い世代に伝承することで、地域文化を伝えることができる場を確保し、地域社会の形成や慣習を伝えていく基盤にすることができます。町の魅力を発信していくことで、地域への愛着を生み、誰もが住み続けたいまちづくりを行います。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏 域	実施機関
観光振興事業	町全域	武豊町観光協会
商業地域活性化事業	町全域	武豊町商工会 風おこし推進委員会

武 豊 町 観 光 協 会： まちの観光産業の振興を目的に、まちの魅力を全国に発信するための組織。

武豊町商工会風おこし推進委員会： 武豊にある地域資源を、武豊ならではのものとして守り育て、地域の活力や個性、魅力づくりにつなげることを目的とした組織。

< 今後の取り組み >

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 産業課 生涯学習課	● 住民や地域、観光協会と協力し、町の観光資源にふれる機会の拡大やボランティアガイドの育成により、武豊町の特色や魅力をわかりやすく情報発信します。	総合計画
	● 貴重な文化財や天然記念物を大切に保全し、地域共有の財産として継承します。	総合計画
社会福祉協議会	● 地域や学校からの要望に応じて、歴史・文化に関する講師の派遣調整を行います。	
住 民	● 地域の文化・歴史の伝承を通して、地域内での対話に努めます。	

(3) 地域活動・ボランティア活動の支援

< 対象圏域：町全域 >

地域活動・ボランティア活動がより一層充実していくためには、住民の自発的な活動への参加の土壌づくりや育成・支援が求められています。福祉に関するボランティアだけではなく、まちづくりに関するさまざまな活動機会の提供やコーディネート機能、活動拠点の充実を図っていきます。

< 現在の取り組み事業・内容 >

事業・活動・しくみ	圏 域	実施機関
カルチャー&スポーツ (生涯学習だより)	町全域	町(生涯学習課)
ボランティアセンター	町全域	社会福祉協議会
ボランティア連絡協議会	町全域	社会福祉協議会

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 総務課 福祉課 生涯学習課	● 公共施設をボランティアや地域活動の場として提供します。	
	● カルチャー & スポーツの人材バンク登録制度を拡充し、情報提供を充実させます。	
	● 社会福祉協議会が運営する「ボランティアセンター」や「ボランティア連絡協議会」の活動を支援します。	老人福祉計画 障がい者計画
社会福祉協議会	● ボランティア交流会や各種講座を開催し、ボランティア活動の普及を行います。	障がい者計画 次世代育成計画
	● ボランティアのマッチング機能を強化するため「ボランティアコーディネーター」の養成を進めます。	障がい者計画
	● ボランティアや活動者の募集をきめ細やかに行うため、情報誌の発行や出前による説明会の実施を検討します。	
	● 日常的にボランティアや地域活動者が集い、お互いに意見交換が行える場の設置を検討します。	
住 民	● 地域で行われているさまざまな住民活動、ボランティア講座など、身近な活動に積極的に参加します。	

ボランティアコーディネーター： ボランティアを「求める人」と「したい人」のパイプ役となり調整する。

基本目標 3 誰もがいきいき暮らせるまち

1. 交流の場・参加の機会づくり

現状と課題

家庭環境において、核家族化が進み、子どもと高齢者がふれあう機会が少なくなっています。住民懇談会や作業部会でも「地域における世代間交流がない」「大人と子どもと一緒に集まる場所がない」といった意見が寄せられました。住民同士のつながりを強くし、交流の輪を広げるための方法として、小地域におけるネットワークの「場づくり」を求める声がありました。

地域には、障がいのある人やその家族、子育て中のお母さんなど、同じ立場で、同じような悩みごとを抱えて生活している人がいます。このような人たちが集い、お互いに相談することによって、悩みを解決したり、あるいは精神的な負担が軽減されることが多くあるため、当事者やその家族が集まる意見交換の場を作ることが求められています。

「地域社会」では、子ども、大人、障がい者、外国人といったように分けられることなく、全員が地域で暮らす生活者です。価値観や生活様式が多様化する中、地域の課題も多様化していますが、自分が住む地域の実態を、住民自身が認識をし、課題解決に取り組むことが必要です。

住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

「地域における世代間交流が少ない」

「大人と子どもと一緒に集まる場所が少ない」

「悩み事などを話す仲間のいない高齢者や障がい者、子育て中の親などが安心して気軽に集える場所が欲しい」

「心の病を持っている人をどのように手助けできるかわからない」

「障がいがあっても、中学までは町内の学校で学びたい」

作業部会（場づくり部会）からの提案

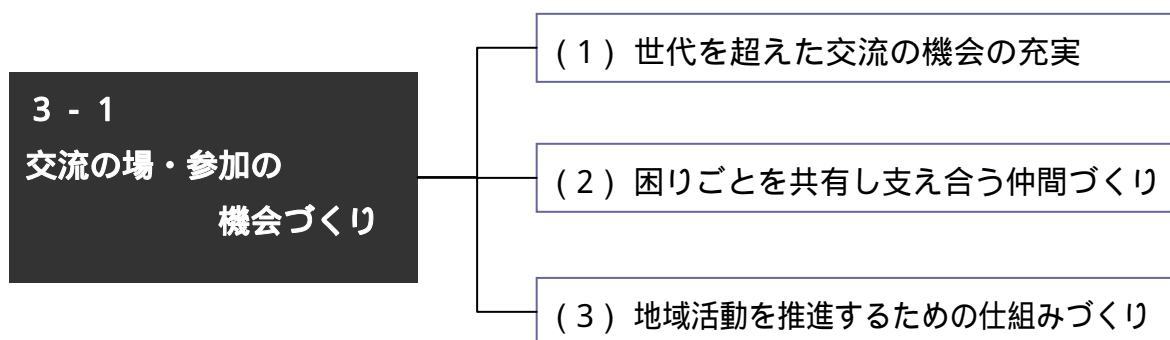
【リフレッシュカフェ】 91頁 提案3 -

公共の場や民家、空きスペースなどを活用して、悩みを持つ人も安心して集い、情報を得たりリフレッシュできたりする場（機会）をつくる。

【おとなりカフェ】 92頁 提案3 -

区よりも常会よりも隣組といった、より小さい単位で、公民館等を活用して気軽に集まれる場をつくり「啓発・健康づくり・子育て等」の機会を展開する。

施策の体系



施策の内容

(1) 世代を超えた交流の機会の充実

<対象圏域：自治区>

地域の中でいきいきと生活するためには、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人など多様な人たちが関わりを持つことが必要です。地域に住む一人ひとりが、出会いを通じて、それぞれの持っている力を発揮し、支え合える地域づくりが求められます。こうした地域の人たちとつながりを深めていけるよう、交流の機会づくりを進めていきます。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
憩いのサロン	自治区	町（福祉課）
ふれあい昼食会	町全域	社会福祉協議会

ふれあい昼食会： ひとり暮らしの高齢者を対象に、手作りの昼食や演劇・音楽演奏を行い、外出や交流の機会をつくる事業。

<今後の取り組み>

関係部署	内容	関連計画・提案
武豊町 福祉課 子育て支援課 都市計画課	● NPO、ボランティア団体や地域と連携しながら、住民が愛着を持って利用・管理できる公園の運営整備を推進します。	総合計画
	● サロン事業などを活用し、住民のたまり場、異世代交流の場となる地域の拠点づくりを進めます。	総合計画
社会福祉協議会	● 地域の中での多様な居場所づくりや交流ができるよう、住民の声を参考にして、地域で集まれる場づくりを支援します。	
住 民	● 地域活動やサロン事業に参加し、地域内での交流を行います。	

（２）困りごとを共有し支え合う仲間づくり

<対象圏域：町全域>

武豊町には、障がいのある人やその家族など、同じような立場で同じような悩みをもった人たちが集まり、お互いに相談をすることで、悩みを解決したり、精神的な負担が軽減されることがあります。このような集まりを、多くの人が活用できるよう支援を進めていきます。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
身体障害者福祉協議会	町全域	住 民
手をつなぐ育成会	町全域	住 民

精神障がい者家族会かたばみ	町全域	住 民
断酒会	町全域	住 民

身体障害者福祉協議会： 身体障がい者の自主更生と福祉増進・会員相互の交流・福祉啓発等を行うことを目的とした団体。

手をつなぐ育成会： 知的及び発達障がい児・者の自立促進のための援助や研修、会員の親睦を深める行事等を行うことを目的とした団体。

精神障がい者家族会かたばみ： 精神障がい者の家族の親睦をはかるとともに、学習会や啓発活動を行うことを目的とした団体。

断 酒 会： 酒害者としての立場から、酒害問題に悩んでいる人への援助活動を行う団体。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 福祉課	● 集いの場所を確保するための支援を行います。	提案 3 -
	● 運営側の知識向上や情報提供のために助言を行います。	提案 3 -
社会福祉協議会	● 広報・HPで、個人や団体に呼びかけを行い、支え合う仲間を増やします。	
	● 新たな課題が出てきた場合には、解決に向けた働きかけを行っていきます。	提案 3 -
	● 講座を開催するなどして、困りごとを抱えている人を支える側の人材育成を行います。	
	● 支え合う仲間が集う場所や機会を確保します。	提案 3 -
住 民	● 同じ悩みを持つもの同士のつながりを作ります。	提案 3 -
	● 必要な人に情報が伝わるように、口コミなどを利用した情報の伝達を行います。	

(3) 地域活動を推進するための仕組みづくり

<対象圏域：自治区>

住民自身が、地域に住む高齢者や障がい者の持つ課題を主体的に解決するためには、今まで以上に住民同士が「お互いを知ること」が必要となり、日頃から顔の見える環境づくりが大切です。

そのためには、住民の間でこれらの課題について学ぶ機会を通じて、地域の中で自主的につながりを作っていくための取り組みを推進します。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
地域自立支援協議会	町全域	町（福祉課）
福祉まつり	町全域	社会福祉協議会
区民館・公民館の活動	自治区	当事者・住民
障がい理解のための講座	自治区	当事者・住民

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 総務課 福祉課 生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区の公民館や老人憩の家などの既存施設を活用し、地域活動拠点の充実を図ります。 	総合計画
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での課題解決に取り組むための福祉教育を行います。 	
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での課題を知り、必要な支援を行うために協力しあっていきます。 	提案3 -
	<ul style="list-style-type: none"> ● 同じ地域に住む人たちが、お互い仲良く暮らすことのできる仕組みを考えていきます。 	提案3 -
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢や障がいについて理解を深め、地域の中で一緒に暮らす住民として、理解者を増やしていきます。 	

2 . 健康づくり・生きがいつくり

現状と課題

いきいきと自立した生活を送るためには、「健康」であることが望まれます。第5次武豊町総合計画策定の際に実施した、町民意識調査では、「普段から健康に心がけていますか」という問いに対して、8割以上の方が「健康に心がけている」と回答しています。また、住民懇談会の中でも、健康づくりのために、スポーツ活動の推進を望む声が寄せられたことから、住民の健康に対する意識の高さが伺えます。

健康たけとよ21スマイルプランでは、武豊町で健康づくりを進めるためのイメージとして、「住民の方々の内なる力(エンパワメント)」に着目しています。このエンパワメントにより、「地域づくり」や「町おこし」を進めていくことが、生活の質の向上や健康につながると位置付けています。

今後、団塊の世代が退職し、職域を中心とした生活から、地域を中心とした生活を送る人が増えることが見込まれます。仕事で培った知識・技術等が地域活動に向けられるよう、さまざまな機会を通じて、地域福祉への関心を高めることが求められます。

住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

「身近なところに高齢者の身体機能を維持するための場所が欲しい」

「子どもや障がい者のスポーツ活動を推進したい」

「定年退職者などのシニア世代が活躍できる場が欲しい」

「家に閉じこもりがちな人を何とかしたい」

施策の体系

3 - 2

健康づくり・生きがいづくり

(1) 介護予防・健康づくりの推進

(2) 生涯学習の推進

施策の内容

(1) 介護予防・健康づくりの推進

<対象圏域：自治区～町全域>

健康でいきいきと生活をするためには、住民一人ひとりが、主体的かつ気軽に、健康づくりに取り組める環境が必要です。そのためには、身近なところで、健康の維持・増進のほか、心身的な機能の向上や交流の輪を広げられるよう、楽しみながら活動に参加できる機会を拡充していきます。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
憩いのサロン	自治区	町（福祉課）
介護予防教室	町全域	町（福祉課・健康課）
体力づくり事業	町全域	町（生涯学習課）
特定健康診査・生活機能評価	町全域	町（健康課・住民課・福祉課）
スポーツクラブ	町全域	町（生涯学習課）
老人クラブ	自治区	住民
保健推進員	町全域	住民

介護予防教室： 健康づくりと社会参加を目的として、40歳以上のかたを対象に開催する行事。

体力づくり事業： 体力づくりを目的としたイベントを開催し、住民の健康づくりを行う事業。

保健推進員： 地域で健康づくりの知識普及や健康づくり活動の実施を行う団体。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 福祉課 健康課 生涯学習課	● さまざまな事業の中で、健康づくりや介護予防を促進します。	スマイルプラン
	● 健康診断の呼び掛けや保健推進事業を行い、病気の早期発見ができる仕組みを推進します。	スマイルプラン
	● 高齢者になっても個々の体力に応じたスポーツ活動に気軽に参加できるよう、情報の提供に努めます。	老人福祉計画
	● 障がいのある人もない人も一緒に参加できるようなスポーツ活動の企画・開催を検討するとともに、参加しやすい情報提供に努めます。	障がい者計画
社会福祉協議会	● 高齢者の健康づくりへの取り組みを行います。	
	● 障がい者スポーツの普及に努めます。	障がい者計画
住 民	● 日ごろから自分の体に関心を持ち、健康づくりに取り組みます。	スマイルプラン
	● 健康づくりや介護予防の講座に参加し、病気や要介護状態の予防になるよう努めます。	スマイルプラン

(2) 生涯学習の推進

<対象圏域：町全域>

地域の支え合いを、住民主体で進めていくためには、住民の意識を高めていくことが何よりも大切です。特に、生涯学習は、知識・教養の向上のためだけでなく、人々の多様な価値観を認め合うことにつながるため、福祉でのまちづくりを進めていくうえで重要な役割を持っていると考えます。性別や年齢、国籍などの違いや生活状況を問わず、誰もが気軽に生涯学習に参加でき、世代、地域、立場を越えて交流し、豊かな心を育むことができる機会を充実します。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏 域	実施機関
公民館サークル	町全域	町（生涯学習課）
児童館活動	町全域	町（子育て支援課）
環境保全活動	町全域	町（環境課）
家庭教育推進連絡協議会	町全域	町（生涯学習課）
ボランティアサークル	自治区	社会福祉協議会

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 福祉課 子育て支援課 生涯学習課	● 誰もが趣味や志向に応じて、気軽に学習や文化活動などに参加できるよう、学習・活動環境や機会の充実を図ります。	総合計画 次世代育成計画
	● 高齢者の多様な要望に対応する学習機会を多方面につくり、情報提供や相談体制を充実します。	老人福祉計画
社会福祉協議会	● 関係者と連携・協力をして、生涯学習・ボランティア活動の場を提供し、地域での活動を支援します。	
住 民	● 住民相互で自主的に学ぶ機会を増やすとともに、積極的に各種講座・講演会に参加します。	

3 . 安心して暮らすための福祉サービスの推進

現状と課題

公的福祉サービスが整備され、武豊町内にも多くの相談窓口やサービス提供事業者が増えましたが、支援を必要とする人たちにとっては、どこで相談をすればよいかわからないという意見がありました。

福祉サービスは、高齢・障がい・児童という分野ごとに発展してきましたが、同一世帯に要介護者の親と障がいのある子どもがいるなど複合的な事例が発生した場合や、各専門職にとって専門外の問題については、解決につなげるまでに時間を要することがあります。

サービス利用対象者の中には、経済的基盤が安定していなかったり、家族に対しても側面的な支援が必要になるなど、単に福祉サービスを提供するだけでは、生活課題の解決に至らないケースもあります。

地域の中には、判断能力が低下しているため、福祉サービスの適切な利用ができないばかりか、虐待や悪徳商法の被害に遭うなど、生活全般にわたり支援が必要なケースがあります。また、身寄りのない人が施設入所や病院入院の際に、身元保証を求められるなど、福祉サービスにない支援が必要とされるケースも増えています。

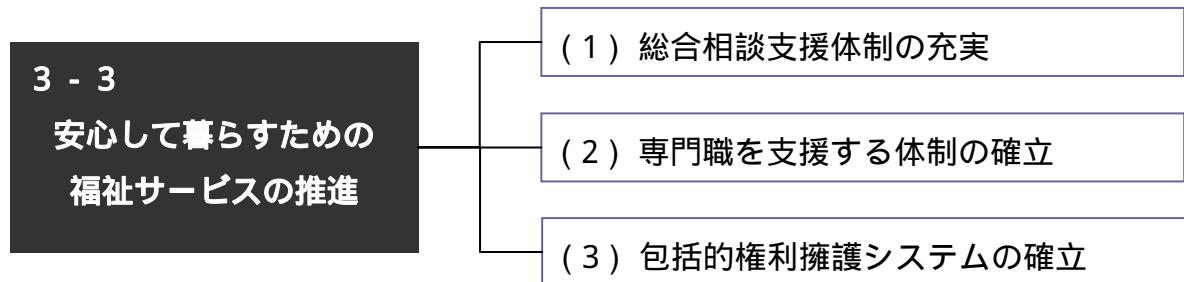
住民懇談会・作業部会などで寄せられた声

「困りごとをどの窓口で相談したらよいかわからない」

「制度がわからない。もしくは申請しないと利用できない福祉サービスがある」

「ひとり暮らしの人が身元保証人がいなくて困っている」

施策の体系



施策の内容

(1) 総合相談支援体制の充実

<対象圏域：自治区～町全域>

住みなれた地域で安心して暮らしていくために、困りごとの内容に限らず、気軽に相談できる専門の窓口が必要です。特に福祉・保健サービスは、住民の生活基盤を支えるものです。本人への支援はもとより、経済的支援や家族に対する支援も含め、総合的な支援体制の確立が必要となります。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
住民法律相談	町全域	町（総務課）
建築・不動産相談	町全域	町（都市計画課）
困りごと相談	町全域	町（住民課）
地域包括支援センター （高齢者総合相談窓口事業）	町全域	町（福祉課）
こども相談	町全域	町（子育て支援課）
育児相談	町全域	町（健康課）
健康相談	町全域	町（健康課）
消費生活相談	町全域	町（産業課）
知多地域成年後見センター （権利擁護相談）	町全域	町（福祉課）

地域福祉サービスセンター (福祉総合相談)	町全域	社会福祉協議会
障害相談支援事業	町全域	関係者
民生委員児童委員 (地域住民困りごと相談)	自治区	住 民
障がい当事者相談員 (身体障がい・知的障がい)	町全域	住 民

住 民 法 律 相 談： 武豊町顧問弁護士による法律全般の相談。

建 築 ・ 不 動 産 相 談： (社)愛知建築士会半田支部、(社)宅建協会知多支部合同で、専門の相談員による住まいに関する相談。

困 り ごと 相 談： 人権擁護委員、行政相談委員、女性相談委員による身近な生活相談。

こ ど も 相 談： 主任児童委員による子育てに関する相談。

健 康 相 談： 保健師による健康に関する相談。

消 費 生 活 相 談： 消費生活相談員による悪徳商法や振り込め詐欺などの消費生活に関する相談。

< 今後の取り組み >

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 総務課 住民課 福祉課 子育て支援課 産業課	● 住民のさまざまな悩みや不安に対応できる相談体制を充実します。	総合計画
	● 子育て支援センターの運営の充実を図り、いつでも子育ての悩みを相談できる環境を整えます。	総合計画
	● 高齢者とその家族、および高齢者に関わる地域の人が、地域包括支援センターで気軽に相談できる基盤づくりを目指します。	老人福祉計画
	● 専門分野にこだわらず、さまざまな知識を習得しワンストップで相談にのれるよう努めます。	
	● 相談に対する円滑な総合支援ができるよう、既存の相談窓口や専門機関との連携を進めます。	障がい者計画
	● 支援が必要な人を発見した住民が、気軽に相談を持ち込めるよう、各種相談窓口をわかりやすく紹介します。	

社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別支援と地域支援を総合的に行う、コミュニティソーシャルワークの考え方を活用するとともに、専門職としてコーディネーターの役割が担えるように努めます。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉の総合相談窓口である「地域福祉サービスセンター」の機能を見直し、専門的で困難な事例にも応じ、関係機関と連携して解決ができるよう総合相談支援窓口として整備します。 	

(2) 専門職を支援する体制の確立

<対象圏域：町全域>

複合的な事例や専門外の相談を受けた場合に、専門職自身が支援方法を模索している実態があります。さまざまな事例を、適切に解決するためには、分野にとらわれず横断的に連携をする「チームアプローチ」により解決することが望まれるとともに、専門職をサポートする仕組みが必要です。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏域	実施機関
地域ケア会議	町全域	町（福祉課・健康課）
ケアマネジャーのつどい	町全域	町（福祉課）
地域自立支援協議会	町全域	町（福祉課）
ケース検討会	町全域	関係者

チームアプローチ： チームで介護サービスなどに取り組むことによって、より質の高いサービスの提供を目指すこと。

地域ケア会議： 高齢者が地域で安心して生活するための支援について、総合的な調整を図るための会議。

ケアマネジャーのつどい： 介護支援事業所のケアマネジャーなどが、事例検討や情報交換を行い、スキルアップをはかるための学習会。

ケース検討会： 専門的な判断や専門機関の協力を必要とする困難な個別ケースに対し、関係機関の職員が集まり、連携して取り組むための会議。

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 福祉課 子育て支援課 健康課 社会福祉協議会	● 専門職が抱えている課題・事例が解決できるよう、必要な支援・助言を行います。	
	● 支援が必要な世帯状況に適した対応ができるよう、各種支援ネットワークの連携を図ります。	
	● 介護支援専門員への日常的指導や相談を行い、支援強化を図ります。	老人福祉計画
社会福祉協議会	● 複雑、多様化する問題を解決していくために、専門職員が協働して解決方法を検討します。	
	● 事例検討を重ねながら、新たな事業開発への取り組みを考えます。	

(3) 包括的権利擁護システムの確立

<対象圏域：町全域>

高齢者や障がい者の権利を守るための仕組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。このような制度を積極的に活用しながら、虐待や消費者被害に関する相談支援を進めます。

<現在の取り組み事業・内容>

事業・活動・しくみ	圏 域	実施機関
成年後見利用促進事業	町全域	町（福祉課）
日常生活自立支援事業	町全域	社会福祉協議会
高齢者虐待防止事業	町全域	町（福祉課）

<今後の取り組み>

関係部署	内 容	関連計画・提案
武豊町 福祉課 子育て支援課 産業課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民や関係者に対し、権利侵害に関する理解の普及に努めます。 	障がい者計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて、成年後見制度の利用に結び付けられるよう相談支援を行います。 	障がい者計画 老人福祉計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種相談機関とともに虐待の予防に努め、発生した時は連携して、必要な支援を行います。 	次世代育成計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者被害を予防するため、啓発活動を行います。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者虐待に対して迅速で適切な対応ができるよう、高齢者虐待ネットワークの整備充実を進めます。 	老人福祉計画
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業の利用促進に努め、事業のわかりやすい周知を行います。 	障がい者計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 身元保証を必要とする人が増えることを想定し、関係者と協力をして、身元保証に関する対策方法を検討します。 	
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 虐待を受けているケースを発見した場合は、速やかに関係機関に連絡します。 	次世代育成計画
	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者被害を発見した場合は、速やかに関係機関に連絡します。 	

3 . 作業部会からの提案

この計画の策定にあたり、住民等の意見や想いを具体的に計画に反映するため「作業部会」を組織しました。

この作業部会では、「人づくり部会」「まちづくり部会」「場づくり部会」の3つの部会を設け、検討テーマごとに住民の視点から、課題解決に向けた具体的な検討を重ねました。

その結果、これからの武豊町の地域福祉を住民の方々が進めていくための取り組み案として、「作業部会からの提案」をまとめました。

人づくり部会



まちづくり部会



場づくり部会



人づくり部会からの提案

提案 1 -

基本 施策	地域福祉を支える次世代育成ネットワークづくり
目的	次世代の担い手となる小・中・高校生の支えあう意識を育て、地域の中で助け合える人間関係づくりを行うための基盤を固める
内容	<p>次世代育成に関わる既存のしくみを洗い出し、関係組織の連携、学習、情報交換の機会を作りネットワークを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存組織の目的と現状、課題について、関係者と一緒に学ぶ ・ 次世代育成の目的と手順について、ロードマップを作成する ・ ロードマップに基づいた、各組織の協力体制を作る
実施 方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次世代育成推進委員会の設置 【構成メンバー】地域住民、福祉関係者、行政機関の関係者等（10名程度） 【役割】組織や仕組みの現状と課題の洗い出し 次世代育成ネットワークづくりの進捗管理 2. 次世代育成組織についての勉強会の実施 3. 組織間の情報交換の推進 4. 次世代育成連絡協議会の設置 【構成メンバー】次世代育成に関わる人たち 【役割】次世代育成ロードマップづくり 5. ロードマップの実施 (1) 小学校区または区単位でモデル地区を選定し、実現可能な地域から、次世代育成ロードマップ作りを行う (2) 町内各地域（地区）での次世代育成ロードマップを実施する <p>組織のイメージ</p> <p>2010年度</p> <p>2017年度</p>

役割 分担	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中で次世代育成に関わる活動を発掘する ・ 関係する地域組織に情報提供し、連携を図る
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成が実体験できる機会と場所を企画提供する ・ 広域での次世代育成に関わる活動との連携を図る
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉について次世代へ教育・広報・情報提供を推進する ・ 次世代に関わる組織への協力を呼びかける ・ 次世代に関わる行政組織の連携・調整を図る
目標点 成果 指標	子どもたちが、身近な地域でどんな年代の人にも気軽に挨拶できる、また、困っている人を自然に助けることができる	

- 次世代育成ロードマップとは？ -

次世代育成の目的を達成するための目標、行なうべき事を時系列にまとめた工程表

提案 1 -

基本 施策	親子で参加する地域福祉	
目的	次世代育成を通じて、20～30代の親世代にも地域や福祉についての意識改革を働きかける。	
内容	ボランティア活動や地域を通じ、親子で実体験する機会を増やし、親子の会話や地域でコミュニケーションがとれる親世代を育成する	
実施 方法	<p>既存の活動で、親子が一緒に参加できる行事を洗い出し、広く情報提供する親子で参加できる行事や活動を増やしてもらうよう、行政や地区関係者に働きかける</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校行事の中で、地域福祉に関する親子で参加できる機会を設けるよう働きかける ・各地区で、親子や異世代で活動する行事の機会を設けるよう働きかける ・モデル地区を選定し、親子や異世代で活動できる組織と仕組みをつくる 	
役割 分担	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・地区の親子参加活動の充実を図る ・親子参加活動に誘い合って参加する
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の親子参加活動のPR ・親子参加活動の機会を増やし、推進する
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の親子参加活動のPR ・親子参加活動の機会を増やし、推進する
目標点 成果 指標	<p>親世代が「困っている人を自然に助けることができる」「身近な地域で、どんな年代の人にも気軽に挨拶できる」</p> <p>またそのことについて、子世代に向け家庭内で教えることができる</p>	

まちづくり部会からの提案

提案 2 -

基本 施策	見守り隊活動	
目的	見守りの必要な人（ひとり暮らしの高齢者等）を日常的に訪問することで、孤立することを防ぐとともに、お互いの信頼関係を構築する	
内容	<p>ゴミ出しのお手伝いや話し相手など、普段から顔見知りになっておき、いざという時に援助が出来るようにする。</p> <p>簡単な手助け（ゴミだし等）や相手の希望で話し相手なども行う。</p> <p>見守りの必要な人に対し複数以上の担当者を決め、日常的に適宜訪問してもらう。</p>	
実施 方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「災害時要援護者への対応」で選定された支援者を見守り隊要員とする。 2. 要援護者および援助を必要としている人の状況を調査する。 3. 支援者は必要があれば要援護者の相談に乗り簡単な作業は行う。 4. 支援者は活動の状況を統括者に報告する。 5. 統括者は活動内容を確認し、必要なアドバイスなどの指示を行う。 6. 地震、台風などの危険を想定し、区で行う防災訓練などと連携して動く。 7. 要援護者への訪問は、初めのうちは民生委員に協力を依頼する。 	
役割 分担	住民	・見守りの活動を行う。
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者及びボランティアの募集、講習、委嘱を行う。 ・事務局を設置し、活動の報告をまとめる。活動を記録する。
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・活動支援に必要な人材、費用を支援する。 ・支援者及びボランティア募集の支援をする。 ・啓蒙、広報をおこなう。
目標点 成果 指標	町内全域の見守りの必要な人の情報が出来ており、それに対応する見守りボランティアが複数人ついており、活動の状況がきちんと報告されている。	

場づくり部会からの提案

提案 3 -

基本 施策	リフレッシュカフェ（困りごとを共有し支え合う仲間づくり）	
目的	悩みを持つ人も安心して集い、情報を得たりリフレッシュできたりする場（機会）をつくる	
内容	<p>公共の場や民家、空きスペースなどを活用して、場（機会）をつくる 開催するのは、サロンを開きたい団体。参加するのは、困り事を抱えた住民 サロン：困りごとを話す場、参加することでリフレッシュできる場</p> <p>サロンを開く場</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共の場所（中央公民館・地区の公民館・区民館） 2. 民家など、拠点とできそうな場所を、協議会メンバーで探す（民間の施設でも借りられる場所がある） 	
実施 方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. サロン協議会準備会を有志で立ち上げる 2. サロンを開きたい団体がサロン協議会に登録する 3. サロン協議会メンバーで協力して実施する場所を探す 4. サロン協議会メンバーで運営方法を協議する 5. PRしてサロンへの参加を（協力者・利用者）呼びかける 6. 団体がサロンを開催する 7. サロン活動が町全体に定着していく <p>4～7を繰り返していくことによって、サロンを充実・拡大していく</p>	
役割 分担	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン協議会に参加する ・悩みを抱えている人の話を聞く ・場所の提供を求める
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン協議会の事務局を置く ・新たに見えてきた課題解決に対しサロン協議会に働きかける ・団体立ち上げの支援
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・サロン協議会の支援を行う <p>会議に参加する 相談・助言 PR・紹介 （自治会組織等に呼びかけ）</p>
目標点 成果 指標	<p>目標点：悩みをかかえたまま孤立している人が少なくなる</p> <p>成果指標：活用する人や団体が増える</p>	

提案 3 -

基本 施策	おとなりカフェ（地域活動を推進するための仕組みづくり）	
目的	1．知っている人の輪をひろげる 2．住民同士のつながりを強くする 3．地域福祉力(地域の課題に気づき自分たちで取り組んでいく力)をつける	
内容	区よりも常会よりも隣組といった、より小さい単位で、区民館・公民館を活用し、気軽に集まれる場をつくり、そこを中心に「啓発・健康づくり・子育て等」の機会を展開する 区民館の有効活用（イベントがあると、地域がまとまる） 年中行事（もちつき・七夕夏祭り・カラオケ） 清掃（コミュニケーション）・体操・区ニュースの発行 啓発について（認知症・障がい・防災）	
実施 方法	1．常会（または区）単位で皆が集まれる仕組みとして、カフェを月に1回程度行う（日曜日AM） 2．月に1回のカフェに、地域のいろいろな年齢の人が集まる（目標は地域住民の1割）モデル地区を募集して行う 3．カフェ + の企画を行う（楽しみができ、参加できる） ダンス、太極拳、音楽、 教室 防災訓練・認知症講座など 4．運営委員会を作って、年間予定を定めて実施 （運営委員会：区長・民生委員・地区防災会等も協力していただきたい）	
役割 分担	住民	<ul style="list-style-type: none"> ・知人などを積極的に誘い参加 ・運営に参加、協力
	社協	<ul style="list-style-type: none"> ・後方支援：ボランティアの紹介(企画する人材のとりまとめ) ・地域住民にむけた啓発事業の実施 ・広報
	行政	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の確保（あっせん） ・広報（ホームページ・広報たけとよ） ・モデル地区の募集
目標点 成果 指標	目標点：住民（区民）の1割が参加経験があるようにする 成果指標：継続的に実施される	

第5章 地域福祉計画の推進

1 . 計画の推進体制

(1) 庁内体制

計画に基づく施策を推進していくため、関係部署による庁内推進体制を整えます。ここでは、庁内における計画の進捗状況の把握、施策内容の見直しを行うとともに、防災・教育など関連する部署と連携して進めていきます。

(2) 武豊町地域福祉推進協議会

地域福祉を推進していくためには、住民・関係団体・社会福祉協議会・行政などが、協働の視点に立って、相互に連携することが必要です。また、この計画は、分野別計画の基本的指針となるものであることから、総合的に計画を推進することが求められます。こうした点を踏まえ、計画及び提案の評価・進捗管理を行う組織として、地域福祉計画策定委員会を基盤とした「武豊町地域福祉推進協議会」を設置します。

この組織は、分野別計画の委員会で行われる評価・推進を総合的に行っていきます。また、今後の地域福祉推進の指標とするため、圏域ごとの数値データを集約するためのシステムについても考えていきます。

(3) プロジェクト会議

庁内体制や地域福祉推進協議会の中で協議された内容をもとに、プロジェクト会議の設置をします。この会議は、実践的かつ具体的な検討が行えるよう、地域福祉の推進団体である社会福祉協議会と協働して進めていくとともに、課題に応じたメンバーで構成します。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、住民や地域のさまざまな団体で構成され、日ごろから住民同士の支え合いによるまちづくりを推進し、行政と連携をして公共性の高い福祉活動を展開しています。

計画の推進にあたっては、社会福祉協議会の持つ専門性を活用しながら、地域福祉の先導役として、住民への総合的な支援体制により個別課題と地域課題を総合的に解決する役割が期待されます。

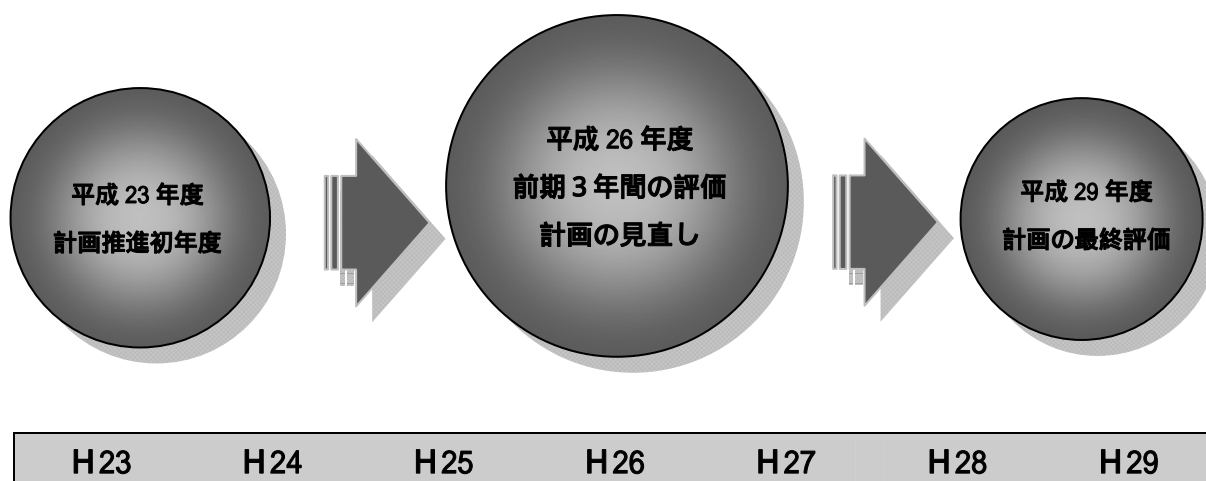
2 . 計画の普及・啓発

この計画の内容については、計画概要版、広報、ホームページなどを通じて、全ての住民に周知するよう努めます。また、計画の普及を図るため、自治区や各種団体を通じて、具体的な取り組みや事例の紹介など地域福祉に関する情報をわかりやすく提供することで、住民の主体的な参加を促します。

3 . 計画の評価・見直し

この計画は、平成23年度(2011年度)を初年度とし、平成29年度(2017年度)までの7年を計画期間としています。

しかし、社会・環境状況の変化に対応することや、分野別計画との整合性を図りながら計画を推進するため、平成26年度(2014年度)に評価を行い、必要に応じて推進方法を見直します。



武豊町地域福祉計画

平成23年3月

武豊町厚生部福祉課

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

0569-72-1111(代表)

E-mail fukushi@town.taketoyo.lg.jp

HP <http://www.town.taketoyo.lg.jp/>

「支え合い ともに築く ふれあいのまち武豊」